

令和7年第4回大衡村議会定例会会議録 第3号

---

令和7年12月4日（木曜日） 午前10時開会

---

出席議員（12名）

1番 山本 信悟	2番 早坂 美華	3番 鈴木 和信
4番 小川 克也	5番 佐野 英俊	6番 赤間しづ江
7番 文屋 裕男	8番 細川 運一	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 石川 敏	12番 高橋 浩之

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

村 長	小川ひろみ	副 村 長	鹿野 浩
教 育 長	丸田 浩之	代 表 監 査 委 員	和泉 文雄
総 務 課 長	後藤 広之	企 画 財 政 課 長	渡邊 愛
住 民 生 活 課 長	森田祐美子	税 務 課 長	早坂紀美江
健 康 福 祉 課 長	金刺 隆司	産 業 振 興 課 長	三塚 利博
都 市 建 設 課 長	浅野 宏明	学 校 教 育 課 長	佐野 克彦
社 会 教 育 課 長	堀籠緋沙子	指 導 主 事	福田 美穂
会 計 管 理 者	堀籠 淳	子 育 て 支 援 室 長	小川 純子

---

事務局出席職員氏名

事務局長 亀谷 明美      次長 小原 昭子      主任 佐々木涼太郎

---

議事日程（第3号）

令和7年12月4日（木曜日）午前10時開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議案第43号 大衡村行政組織機構再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定  
について

- 第 3 議案第 4 4 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 4 5 号 大衡村議会議員及び大衡村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 4 6 号 大衡村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 4 7 号 大衡村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 4 8 号 大衡村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 4 9 号 大衡村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 5 0 号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第 1 0 議案第 5 1 号 令和 7 年度大衡村一般会計予算の補正について
- 第 1 1 議案第 5 2 号 令和 7 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 1 2 議案第 5 3 号 令和 7 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 1 3 議案第 5 4 号 令和 7 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について
- 第 1 4 議案第 5 5 号 令和 7 年度大衡村水道事業会計予算の補正について
- 第 1 5 発議第 2 号 大衡村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 第 1 6 委員会の閉会中の継続調査の件について

---

本日の会議に付した事件

議事日程（第 3 号）に同じ

---

午前 1 0 時 0 0 分 開 会

議長（高橋浩之君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しますので、ただいまから令和 7 年第 4 回大衡村議会定例会第 3 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番文屋裕男君、8番細川運一君を指名いたします。

日程に入る前に、昨日の赤間しづ江議員の一般質問において答弁中で修正する点がございまして、村長から答弁をしてもらいます。

村長。

村長（小川ひろみ君） おはようございます。

答弁の訂正をお願いしたいと存じます。

昨日の赤間しづ江議員の一般質問の3点目、こども、通園制度の実施施設対象幼児数、利用料、利用申込方法などの検討は進んでいるのかとのご質問に対し、令和7年11月末現在の対象児童数をゼロ歳児が3名、1歳児が7名、2歳児が9名の合計19名とお答えいたしました。正しくはゼロ歳児が9名、1歳児が7名、2歳児が3名の合計19名の誤りでございます。

大変失礼いたしました。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） 日程に移ります。

---

#### 日程第2 議案第43号 大衡村行政組織機構再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議長（高橋浩之君） 日程第2、議案第43号、大衡村行政組織機構再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（後藤広之君） おはようございます。

それでは、議案書1ページをお願いいたします。

議案第43号、大衡村行政組織機構再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回の条例制定は、行政組織を再編し、令和8年度から新しい体制とするため、制定するもので、条例内容の説明の前に目的と内容につきまして説明をさせていただきます。

組織再編の目的といたしましては、長期的に自立・持続可能なまちづくりを推進するため、将来を見据えて機構改革を行うもので、昨今の高度化、複雑化が急速に進んでいる地方行政の運営に適時・適切に対応すべく、組織体制を強化し、業務改善と人材育成を推進することを目的に再編を行うもので、さらなる住民サービス向上のため、企画政策部門、財政部門、農業部門、企業誘致部門、上下水道部門及び建設部門を特に強化するよう、3つの課を再編するものでございます。

具体的には、企画財政課の再編といたしまして、企画財政課を企画広報課と財政経営課に再編いたします。

企画広報課につきましては、魅力あるまちづくりのため、企画立案を強化し、他の自治体に遅れをとらない施策をスピード感を持って展開し、住民サービスの向上を図りながら、持続可能なまちづくりを推進していくものでございます。

財政経営課につきましては、健全な財政運営へ注力し、また、めり張りのある事業、箇所づけを行うことで、費用対効果面でも効果の高い事業を推進できるようにするものでございます。

次に、産業振興課の再編ですが、産業振興課を農業振興課と企業立地商工課に再編いたします。

農業振興課につきましては、村の基盤産業である農業の経営安定基盤強化を図りまして、持続可能な農業となるよう、政策の強化を図るものでございます。

企業立地商工課につきましては、既存商工業者の活性化と村の強みである工業団地への企業誘致をさらに強化することで、自主財源の確保による財政基盤の安定化と、村民の雇用機会の拡大等をより一層推進していくものでございます。

次に、都市建設課の再編でございますが、都市建設課を都市建設課と上下水道課に再編いたします。

上下水道部門を独立させ、2つの課に再編するもので、施設の老朽化対策や将来に向けた広域化、共同化対策等、経営企画と施設整備の一元的な運営管理の強化を図るものでございます。

また、国道4号や県道大衡仙台線など主要インフラの整備がより一層推進するよう働きかけを強化し、併せて村内の都市基盤整備を推進させ、村のより一層の発展につなげるものでございます。

以上が、課の再編に係る目的と内容になりますが、本議案をお認めいただいた後、関

連といたしまして、行政組織規則等の改正も検討させていただき、会計室を会計課に改めるほか、各課に設置してある室につきましては、子育て支援室を除き廃止したいと考えております。

子育て支援室につきましては、これまで検討しておりました課の再編はいたしません  
が、室名をこども未来応援室に改め、今後より一層子育て政策に力を入れていくため、  
室長は専決権を持ち、専門性とスピード感をより高めていくことで組織力を強化し、子  
育て政策をこれまで以上に推進していきたいと考えております。

以上によりまして、これまでの9課6室1局の体制から13課1室1局に再編する計画  
とするものでございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明いたしますので、議案書1ページをご覧  
いただきたいと思います。

条例につきましては、第1条から第5条までの条立てとなります。

第1条につきましては、大衡村課設置条例の一部改正で、機構改革に伴う課名の変更  
と2ページの企画広報課の事務分掌の改正は、機構改革に併せ無線放送施設管理を総務  
課に移管することに伴うものでございます。

3ページの都市建設課の事務分掌の改正につきましては、機構改革と併せて事務分掌  
を整理するものでございます。

その下、第2条につきましては、大衡村総合計画審議会条例の一部改正といった改正、  
また3ページから4ページにかけまして、第3条につきましては、大衡村農業振興地域  
整備促進協議会設置条例の一部改正、4ページご覧いただきまして、第4条につきまし  
ては、大衡村水道事業の設置等に関する条例の一部改正、同じく第5条につきましては、  
大衡村水道事業運営審議会条例の一部改正で、第2条から第5条の改正は、課名を改め  
るものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 今説明ございましたけれども、無線放送は総務課のほうに移管するとい  
うお話ですけれども、総務課の事務分掌には、無線放送というのは入っているんですか、  
入ってなくていいんですか。その分をお伺いします。

あとは、全員協議会で課の名前は短いほうが分かりやすいのではないかというお話も

ございましたけれども、その辺の検討はどのようになされて、今回このような課名にしたのか、お伺いします。

また、特に産業振興課というのが農業振興課というふうになっておりますけれども、今までですと林業とか水産業というふうなものの中に入っておりますけれども、そういうふうなものについてを総括して農業振興課というふうに変えた理由は何なのか、併せてご質問させていただきます。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） まず1点目、無線放送の関係でございますが、無線放送につきましては、総務課の事務分掌の中の防災の部分に入って、防災無線ということで、防災に含まれる部分ということで、そちらの改正のほうはしていないという状況でございます。

また、課名の変更でございますけれども、課名につきましては、総務民生常任委員会並びに議会全員協議会でも議員の皆様方から様々なご意見をいただいたところでございまして、村といたしましては、そういったご意見も踏まえながら、改めて事務局のほうでも検討させていただき、また村長、副村長とも相談をさせていただき、最終的には検討委員会に諮って、そういった趣旨も踏まえながら、住民に分かりやすくという点を踏まえて、改めさせていただいたものでございます。

3点目の農業振興課の部分につきましては、議員がご質問のとおり、そういった今までの林業の部分等を含めて総括して改めたものでございまして、村の現状といたしまして、やはり村の現状の情勢といたしまして農業の部分、林業も当然一部あるんですけれども、そういった部分の種が占めるということで、そういったところを鑑みまして、改めたものでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 防災無線と無線放送というのは、私は何か自衛隊の関係で無線放送というような形だと思うんですけれども、防災無線はいろんな災害とか何かの無線ですけれども、防災無線と無線放送は同じと理解するのでしょうか、それとも別物で、注釈で言えば防災無線等となって、等の中にそういうのが入っているというようなことだったら分かるんですけれども、今まで進めてきたこの防災無線というふうなもの、今回やっている無線放送というのは、今まで歴史の中ではちょっと違うような気がするんですけれども、含めたという解釈だけで済むものかどうか、再度お伺いします。

あとは、先ほどのお話の中で各課につきましては、それぞれの住民が分かりやすいよ

うにというお話されましたけれども、議員のこの間の全協の中では、我々が結果的には住民に分かりやすい名前にしたほうがいいんじゃないですかというふうなご提案申し上げましたのに、それとは逆に行政側から言われると、何かそれではここに書かれております財政経営課というのは、分かりやすいのかどうか。

村の行政の中に経営というのが実際的には、どのような形でつけたのかとか何かというのが、いや、私は逆に説明をしないと分からないんじゃないかなということで、分かりやすいような名前をつけたということにつきましては、なかなかちょっと難しいような気はするんですけども、その辺の意図について再度お伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） まず防災防災無線の関係でございますが、現在の大衡村の防災無線につきましては、議員ご質問にもありましたとおり、防衛予算を使って整備した経緯もございますけれども、目的としては防災時の様々な周知等に活用するという形で整備したものでございまして、そういった観点から防災に含めたものということで、理解をしていただければと思います。

それとあと、2点目の課名の関係でございますが、住民に分かりやすくという点を議会の議員の皆様からもいろいろご意見をいただいた部分、その中で、課名のいわゆる前回ご提案させていただいた部分につきましては、課名を非常に長い部分もということのご指摘もいただいております。

課名を住民に分かりやすくという観点ももちろんそうなんですけれども、課の機構改革によって推進する部分も含めた意味で、財政の部分と経営の部分、財政につきましては、財政を管理するだけでなく経営感覚を持って取り組むという、そういった意味を含めたという点も含めております。

ですので、住民に分かりやすくという点も踏まえた点もありますし、またその機構改革に併せて、村としての取組を姿勢として課名に表したというところを含めて、総合的に判断したものとなっております。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 一つ一つが悪いとかと言っているわけではないんですけども、この財政計画課という、経営というのは、村の形の中では経営というのはなかなか難しいものでございまして、これから村のほうではいろんな単式簿記から複式簿記に代わって、例えば村の財産を全て評価して、収支を出すとか何かというふうなことに変えていくと

いうんなら、経営というのは成り立つと思いますけれども、どちらかというところまででない中で、経営の言葉尻としては、今全体として見た場合はいいかもしれませんけれども、実際的にはその業務分掌、事務分掌として、やることが中にも書かれていないわけですから、極端な話をすれば、経営というのはちょっとなじまないといえますか、時期早尚といえますか、そういうことをするようになれば分かりますけれども、しない中で経過というのは住民には分かりやすすくないというふうに私は思いますけれども、その辺再度ご質問したいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） そうですね、今現在経営という部分がなじまないんじゃないかというご意見も現状を踏まえますと、そういったご意見もあろうかと思うんですけれども、やはり行政組織というものも、昨今の急激な変化の中で、経営感覚を持って取り組んでいかなければいけないという時代に変化してきているところもあります。

いずれ先ほども申し上げましたとおり、今後行政組織の規則の改正の中で、係のほうも改めることを検討していく形になっておりますけれども、その中でも係のほうで財政経営係という部分を改めて設置をする計画としておりまして、そういったところも含めまして総合的に判断したものとなっておりますので、ご理解いただければありがたいと思います。

議長（高橋浩之君） 次に、佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 3番議員と重複する点多々あるんですけれども、まず2点ほど伺いたいと思います。

1点、このように事務分掌、課を増やして分業化するような事務分掌になったわけですが、昨日の一般質問で、まだ時期的に課の配置人員については、この場で明言できないという村長答弁あったんですけれども、こういう課の編成する中で、私心配するのは、こういう事務分掌、課を増やし、そういう場合に事務分掌からいう事務量のバランスですね、各課の、これで各課バランスが取れているのかどうか、その辺から見る場合に、ここで言う分けるか、あるいは新設か、どの程度の職員配置を予定しているのか、その辺今日の条例改正の場合、非常に大事な事かなというふうに思います。

もし、考え、村長のほうからその辺示すことができるのであれば、伺いたいというのが1点と、先ほど鈴木議員の質問にもありましたけれども、11月11日の全員協議会でいろいろ私も質問しましたが、村民から親しまれる課名というの必要なのかな

あと。

要するにシンプルにというような言葉もありましたけれども、11日の全員協議会における意見を受けて、執行部で努力されて最大ここまで改正案を修正したというふうに理解はしますけれども、その結果11日の全員協議会の後に検討した結果、議会側へ何がしかのこういう考えで改正条例を提案したいという、そういう動きがあってもよかったのかなあと。

逆に伺いたいのは、議長やら議会運営委員長あたりのほうに、その辺の情報あったものかどうか、その2点について伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君）　じゃあバランスの関係は、村長。

村長（小川ひろみ君）　バランス、業務量調査とか様々な中で、人員配置のほうはバランスを考えて、いろいろと人員のどこの課に何人ということはもう考えているところでございます。

ただ、誰がどこにということは、まだ公表するあれでもありませんし、まだこれからまた足りない部分もありますので、その部分は、これからやっていく形になってございます。

やはりこの機構改革は、昨年度も出させていただいて、熟知した中で、大衡村が自治体として持続可能なまちにすることが一番大事ですし、またそのほかに今職員の年齢的バランスがとても悪くなっております。

そこで、人材育成、そちらを踏まえた中でやはり課の編成をしなければ、これから専門的なことの知識がないまま、様々なことに業務のほうが流れていくような形になりますので、人材育成の観点から、また持続可能なまちづくりの観点から、今この段階でやっていくことが必要だろうと思ってやったところでございます。人員的なバランスも考えているところでございます。

また、課名の変更、こちらも鈴木議員からもお話し、質問がありましたし、今もありましたけれども、こちらも議員の皆様方がなれ親しんだ名前のほうがいいんじゃないか、そんな難しく考えないで財政課なら財政、経営と入れなくてもいいんじゃないかというお話だと思っておりますけれども、こちらも経営的なことが大事になっていく世の中になってございます。

財政だけでお金が入ってきた、歳入歳出だけじゃなくて、そこのところをいかにこれからどのような配分、各課に配分していくのだとか、様々なことが複雑化しております

ので、そのこのところを今後職員としてきちんとした経営状況を考えて、また今から来る企業様、どのような方々が、どういう企業様が来るか分かりませんが、そのこのところもきちんとした考えで、やはり住民からいただいた血税でございますので、そちらのこのところをきちんとした形で、職員ができるような形ということを示すためにも、この名前にしたところでございますので、ご理解をお願いしたいと思ってるところでございます。

議長（高橋浩之君） 議会への告知、事前の。総務課長。

総務課長（後藤広之君） 課名のほうはご意見をいただいた後に庁内でもチェックをして、提案をさせていただいた形になっておりますが、改まって議会全員協議会等での再度の説明というのはかないませんでしたが、課名の案につきましては、議会運営委員会の際に、口頭ではございましたが、こういった形で提案をさせていただきたいということを説明させていただいた次第でございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 村長のほうから具体的人数、その辺なかったんですけども、将来を考える中で検討されたということを知れば、それ以上言いようがないんですけども、やはりこういう事務分掌をしたゆえに、项目的には限られた項目ですけども、詳細事務を進める上にはいろいろと各課、1つのバランス的なものがどうなのかという部分は、非常に大事な事かなということ、人数配置、人数をどう考えているか伺ったわけですけども、3人あるいは4人、そういう課も出てしまうんでは、職員の負担ということも出てしまうのかなあという心配もしたゆえに伺った次第であります。

あと、全員協議会で説明を受け、その後議運において口頭でということだったんですけども、課の設置条例、これを改めるということをやっぱりもう少し重要視する必要があるんでないかなと。対住民を考えれば、何だや、まだ課制の在り方が変わったのかというふうに、そういう意見も出がちになるのかなとも思います。

やっぱり村長も先ほどなじんだような課名、そういう意見もあったものの、将来に向けた自立、持続可能なまちづくりに向けてという大きい機構改革の目的からして、改めたいという答弁ありましたけれども、それも分かりますけれども、村の行政を考える場合、行政相手でもありません。国権相手でもないと思います。あくまでも住民主体で判断をする必要があるのかなということで質問したわけですけども、再度その各課のバランス、それから人的なものも併せまして、それとやはり議会に対してのその辺の上程

するゆえに今日までの間で、全協との動きが何か足りなかったのではないかなと私は感じます。その点について再度伺います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 先ほどと同じような答弁になるかもしれませんが、業務量調査とかもきちんとしていましたし、またそのほかコア業務、ノンコア業務、そういうこともきちんとした形で各課全体の残業の超過の関係、あとどこに何人がいて、どこに足りないものなのか様々なことも分析をいたしまして、ここに何人が必要だということも分析結果の中で、いろいろと今議員には示しておりませんが、そちらのほうは庁内できちんとした形でやっているところでございます。

また、足りない業務につきましては、会計任用職員、そういうような形で来年度の募集かけまして、会計任用職員でノンコア業務はしていただくような形で、やはり本来の職員がしなければならない、そのような業務まで今やっておりますので、そういうところも改善しながら、佐野議員が言ったように、住民のための機構改革だということを私も十分考えた中で、各課課長の意見も聞きながら、このような形で最終的に決まりましたので、そこのご理解いただきたい、そのように思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） 各課の人数の関係でございますが、11月11日の議会全員協議会のほうでお示した各課の人数の配置の部分から、現段階では特に見直し等は行っておりません。議会全員協議会でお示した段階でのという数字ではございましたけれども、その形を、ただ、今後これから新年度の予算編成、令和8年度以降の事業量等もございまして、そこからそういったバランスを見ながら、今後3月ぐらいに向けてその辺を精査していくという形になっておりますので、ご理解を願います。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 一つ一つ理解します。理解はするんですけども、ここまで来ますと、私も議員の一員として提案された以上は、この改正条例、可、否どちらかの選択になるわけで、私は反対はしません。

ただ、くどいようですけども、ここで条例改正されますと、すぐさま改正、また一部改正するわけにもいかないと思います。将来に向けて、この大衡村がこの課制で進むこととなりますので、いろいろ申し上げた点を踏まえる中で、今後村長等の大衡村づく

りに励んでいただきたいというふうに、最後に一言だけ申し上げて、難しいんです、正直。全員協議会の結果も知らない中で、タブレット見たら、改正案が出ていたと。意見申し上げる場ありませんでしたので、質問した次第です。答弁は結構です。

議長（高橋浩之君） 次に、細川運一君。

8番（細川運一君） 課の設置条例と規則にどのように組織体制を盛り込むかということは、各町村によって若干違うというふうに理解しておりますけれども、今回、室を整理されて、残った室については、課長並みの事務決裁権を与えるというようなご説明を受けておりますので、今回の条例改正に合わせて、この条例の中に残された室の事務分掌を明記するというお考えは、当初からなかったのでしょうか。その点を伺いたいというふうに思います。

また、2点目として、健康福祉課の事務分掌についてお伺いをいたします。

こども未来応援室ですか、の事務分掌とこども家庭センターの事務分掌の関係性はどうかというふうになっているのでしょうか。室の事務分掌の中に全てこども家庭センターの事務分掌が含まれているのでしょうか、若干違うのでしょうか。その辺を確認をしたいというふうに思います。

また、もう1点、村長にお伺いしたいというふうに思いますけれども、このように実質的に3課増えることになるわけですが、課長というのは各種政策の最前線に立って、議長、議会に対しても説明責任を負うような立場の重責でございます。

そのようなポストを3課増やして、その3課全てに課長を支えるマネジメントのある課長補佐を全員、全課に配置できるという明言を私はいただきたいというふうに思います。

議長（高橋浩之君） まずは、総務課長。

総務課長（後藤広之君） 子ども・子育て応援室の部分を、今回条例の部分に含める考えはなかったかという部分でございますけれども、検討の段階の中で今回条例改正の中に、その室の部分を組替えて明記するという考えは、検討過程の中では持っておりませんでした。

あと2点目のこどもセンターと室の関係でございますが、今後行政組織規則の改正、この条例の改正をお認めいただいた後、そういった規則の改正も取り組んでいく形になりますけれども、基本的にはそういったこどもセンターの部分と、こども未来応援室の事務分掌の部分は重複する部分というふうに認識しているところでございます。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 細川議員から3課増えることによって、課長、そして補佐、課長を支える補佐としての人員は大丈夫と明言できるのかという質問と捉えてございます。

今、私も2年半一緒に、職員と一緒に、共にいろいろなところで話し、様々いろいろな事務事業、そういう部分について一緒にやってきました。

優秀な人材がいる中で、やはりもっともっと一生懸命頑張っていたかかないと、人材育成ですね、そちらを踏まえながら、補佐となる人の人材の育成も踏まえて、その人材は確保できると考えた上で、この課の設置、機構改革に踏み切ったところでございます。

議長（高橋浩之君） 細川運一君。

8番（細川運一君） 今回の機構改革といいますか、機構再編が大衡村職員の人材育成と各事務事業の専門性が高まることをご期待を申し上げたいというふうに思います。

また、こども家庭センターの部分でございますけれども、こども家庭センターについては必須として総括支援員がいるわけでございますけれども、実質的に総括支援員の資格をお持ちの方は大衡村で職員の中でお1人だということで、その方と、こども未来支援室の事務分掌と、こども家庭センターの事務分掌がほとんど同じだというふうに今の答弁で理解いたしましたけれども、それに加えて、室長の事務決裁の権限を大幅に増やす、課長同様にするということは、その断片的な事実だけを推測すると、総括支援員の方がセンター長も兼ねて室長を兼ねるといような職員体制になるというふうに理解してよろしいでしょうか。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） こども家庭センターの部分と子育て支援室の関係の重複するというふうな答弁をさせていただいておるんですが、現在の健康福祉課の業務の中と子育て支援係の業務の中、両方に重複する、分かれた部分の中で、こども家庭センターの部分が担うという部分も出てくるかと思えます。

ですので、必ずしも全てがイコールというふうになるのではないかなというふうに考えているところでございますが、その辺も含めて、行政組織機構の規則の改正を精査して、定めていきたいと考えております。

議長（高橋浩之君） 細川運一君。

8番（細川運一君） やっぱり今の段階ですと、その関係ある規則について議員から質問されるということは想定するべきだというふうに思います。人事とは別に、組織体制をこ

ういうふうにして、来年1月から発足します、そして室との関係はこういうふうになるんですというようなことを説明をしていただかなければならないという思いは、1議員としてあります。

まだ決まっていないのであれば、これ以上の答弁は求めませんが、そういう細部にわたって組織、当然課を事務分掌を移せば規則に反映してくるわけですので、その辺も当然私は整理されているんだというふうに思いますけれども、まだ議会に対して答弁できないというのは何かがあるんだろうというふうに理解いたしますけれども、その点、万事滞りなく、新しい機構体制が順調にスムーズに、村民の皆様に理解されて村政執行をされるよう切に望みます。

以上です。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） 説明不足のところがありまして、大変申し訳ございません。

子ども・子育て支援室の部分と、センターの部分ですね、こちらの部分につきましては、二枚看板で組織としてはなる部分になるかと思えます。

今回の明確な部分で、ご説明できなかった部分は大変申し訳ございませんが、きちんとその部分を整理しまして、ただいまのご意見も踏まえまして取り組んでまいりたいと思えます。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） これから大衡村、大きく多分成長する自治体の中の宮城県では1つだと思っております。その中で、やはり機構改革をすることによって、これから本当に持続、何回も言いますが、持続可能自治体として生き残る、そのような形でやっていくには、この機構改革がよりいいものだったと言われるように、これから職員一同、私も含め、三役も含め頑張ってまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 次に、佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 私は、都市建設課の中で4番目にあった土地区画整理事業に関することを今回は消したわけですね。単純に言ってこういった考え方としては、その上の都市計画に関する事で、同じことだという意味合いだろうと思えます。

ですが、ほかの議員さんもおっしゃっているように、わざわざ分けた中で、今大衡村人口増を図るとか、それから団地づくりをやっていると。そしてまた、国道4号線を早

くやった際に、そういったものに関して、区画整理事業とか、そういったものを、農地の集積なり何なりを含めてアンケートなど取っていた、農業関係もアンケートなど取っていた現状で、ぽっかりと減らすというのはやる気がないのかなと一般的に見られるような感じもするんですけれどもね。その辺の考え方を伺います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） 今回事務分掌を見直したのは、例えばさっき佐々木議員おっしゃったとおり、都市区画整理事業につきましては都市計画事業の中の1つということで整理をさせていただいた趣旨でございまして、そういったことで整理をしたことで、そういった事業に対するこの取組をマイナスにするという意味ではなくて、あくまでその事務分掌上、都市計画事業に含まれる中のものをということでございまして、あくまでその事務分掌上整理したということの意味合いの趣旨でございまして、そういった都市計画事業をマイナスにするというような意味合いが含まれたものではなくて、むしろ都市計画事業も含めて、そういった事業を推進しまして、今後村の発展につなげていきたいという考えは持っておりますので、ご理解いただければと思います。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 考え方は分かりますけれどもね、ただ、大衡村として例えば企業立地について新しく出す、前面に出す、それは村の方針として出したということです。納得いかないというか、何でも減らす必要があるのかなというのは、人口増を村長の挨拶でも何でも毎年言ってる、やっとなんか少しでも増えるかなという状態になったときに、各整理事業、今、五反田辺りもやっていると、それから海老沢も何とかなったというようなこと、そして、農地の区画整理は大衡村はほとんどないんですよ。

ですから、こういった文言が減っていくというのは大変寂しいことだという意味合いも含めて、力を入れるべきところが消されたという意味合いもあるんで、そういったことの誤解のないように、今後やってもらいたいなと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） その点につきましては、誤解のないような形で取組をさせていただければと思います。

あくまで先ほど申し上げましたとおり、村のほうも都市整備基盤の整備というのは推進をしていきたいという考えは変わらず、これまで以上の強い思いを持っております。

その中で事業につきましても、それぞれの事業の趣旨に、内容に応じまして、これま

で区画整理事業ですと、ときわ台地区部分かなという部分だけだったんですけども、今後新たにそういった事業を推進する際には、適切な手法、区画整理も含めまして、開発行為も含めまして、適切な手法を取りながら、総合的にそういう都市基盤の整備について推進していくという考えは、誤解のないように取り組んでいきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

議長（高橋浩之君） 次に、石川 敏君。

11番（石川 敏君） 各議員からいろんな意見、質問が出ましたけれども、今回の課の設置条例改正に伴いまして、具体的な、あと行政組織規則、村長部局、教育委員会部局いろいろございます。

そこで、具体的な係なり事務分掌定まっているわけですけども、そういった細部にわたっての規則の改正の状況、どのように進んでいるのでしょうか。まだ最終的にまとまっていないというの、受け取る側としてはそのように受け取るんですけども。

条例だけ改正して、規則とかいろんな部分、細部にわたってやっぱり当然それも同時にきちんと定まっていなければならないと思うんですよね、基本的には。その辺の作業状況なり、あるいは改正の時期というのはいつ頃を予定されているんですか。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） 以前、議会全員協議会のほうでもご質問いただいておりますけれども、規則の改正の部分につきましては、今回の条例の改正の部分をお認めいただいた上で、庁内でさらに議論を深めて、規則の改正については整理をしていく考えでございます。事務的には並行して進めているところはございますけれども、あくまで今回条例の改正をお認めいただくというのがまずスタートの部分になりますので、それと併せて並行的にこれまで進めている部分の精査をしながら、まとまった段階で議会のほうにもお示ししたいと考えております。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 基本的にはやっぱり条例だけを認めていただいたら、その後いろいろ細部考えていきますというのは、やり方として私どうかなと思うんですよ。当然それらも含めて一体的な改正案だと思うんですよね、条例だけじゃなくて、規則とかも含めて。

そうじゃないと、看板だけ変わっても中身はさっぱり分からないのでは、我々議会がもう理解しようがないと思います。

ですから、その辺具体的に、今回については課の分離ですよね、大体多いのは。です

から、今の係ごとの事務分掌が独立した課になるということで、そんなに係の内容、事務分掌の内容は、大きな変更というのはそんなにないんじゃないのかなと思うんですね。ですから、そんなに時間かかるものではないんじゃないでしょうかね。その辺ちょっと理解できません。

ですから、あとさきの全協での課ごとの職員の配置でも、人数が一応示されていますけれども、当然人数もあるということは、業務内容も固まった上での配置人員ということもですから、正職員なり、それから会計年度職員、人数増える予定ですよ。端数の人数になっていますけれども、その辺はどのような取扱いをする予定なのか、併せて伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） 今回の機構改革に併せまして、機構改革とはちょっと別の部分になるかもしれないんですが、業務改善的などころも含めて、併せて検討しております。

その中で、課の事務分掌の移管の部分とか、そういうのも併せてこれまでの検討過程の中でいろいろ議論をしてきたところでございます。

今回議会のほうで、条例の改正をお認めいただきましたら、その辺はさらに精査をして規則を求めていくというような形で、そういった事務分掌の移管の部分、そちら規則の部分に関係する部分もございまして、そういった部分を含めて精査をさせていただきたいと、まとめていきたいというふうに考えております。

また、会計年度任用職員の部分につきましては、事務、ノンコアの部分を補完する部分として、今回、新年度予算のほうで予算のほう計上をお願いしたいというふうに考えておりますけれども、課の事務のノンコアの部分のバランスを見ながら、課の、1つの課に1名の会計年度というところもあれば、あるいは2つの課に会計年度を1人でというような形、0.5、0.5といますか、そのような配置をしながら、課の事務量のバランスを取っていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 会計年度職員についてはそうかなと思ってましたけれども、理解をいたしました。

今回の課の機構再編案を示されてから2年経過しているわけです。その後いろいろ議会での質問、一般質問なり何なりありまして、最初の予定では令和7年度から実施したいというような考えでありました。ところが、いろいろそこからまたさらに1年間延長

して8年度からということですがけれども、既に2年たっているわけですね。

ですから、その間にいろんな細部にわたって当然改正するものが案としてまとまっているのは当然ではないのかなというふうに思うんですね。まだ検討中とか、決定していないというようなことは、何でそんな時間かかるんでしょうかね。ちょっと分かりません。あと、やっぱり議会に対する理解を求める手順といたしますか、その辺もやっぱり考えていただきたいと思います。

現在の今回提案された内容は、11月の全協で説明されただけですからね。今回の条例提案です。やっぱり足りないと思います、皆さんの理解を得るには。もうちょっと事前に理解を求める手順というのは必要じゃないでしょうかね。これを受けて、議会のほうの慣例、条例も改正ありますので、その辺も踏まえて考えを伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） 今回の提案に至るまでの過程といたしましては、今副議長のほうからもご質問いただいたとおり、年数の部分ありましたけれども、昨年度の議会全員協議会の中でいろいろご意見を踏まえながら、一旦立ち止まって、新年度から、7年度から改めて検討し直ししてきたところもございます。

その中で、庁内でも各課のヒアリングですとか、三役の打合せももちろんですが、検討委員会も6回ですかね、開きながらいろいろ精査をしてきたところでございます。

そういったことで、確かに年数の部分は経過しているところあるんですが、改めて白紙に戻しながら検討してきたというところがございますので、先ほどご質問あった規則の関係もそうなんですけれども、多くが固まらないと詳細の部分が詰められないという事務的な部分もございますので、そういったところで、規則のほう定めているというところがございます。

議会の進め方の手順の部分につきまして、ご指摘いただいたところでございますが、その点につきましても、丁寧な説明という部分を心がけてやってきたつもりではございまして、常任委員会の都度の部分と議会全員協議会ということで、内容ですね、11月11日の内容でも詳細にわたって説明するような姿勢でもって取り組みたいというふうには考えていたところでございますが、その辺ちょっと不十分というところは、ご意見として承りまして、今後そういったところを踏まえながら取り組んでいければと考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 次、山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 私は、全協の中にも係長という流れの話をさせていただきました。現在 4 名の係長がおるわけであります。この係長のポジションというか、全協の中では補佐が兼務というふうな部分も話の中にありました。

今度新たに課、示された人数、財政経営課と企画の関係、そこは 4 名の想定で今計画しているようであります。その中で係長という、その中には各 2 つの係があるようになるようであります。

そのポジションの在り方というのはどんな感じ、係長ですと、管理職になるのか、補佐ですと管理職だと思っておりますが、在り方というか、ポジション、係長ができれば今度 1 人だけの部下だけになってしまうのかなという、ちょっと人的にどうなのかなという思いがあります。その辺はいかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） いわゆる管理職と呼ばれるのが課長ですかね、課長、参事の部分になります。室長の部分になります。課長、参事の部分になりまして、係長の部分は管理職にはちょっと位置づけされていないということでご理解いただければと思います。

職員の人員配置の関係でございますが、議会全員協議会のほうでも資料でちょっとお示した職員の年齢構成という資料あったかと思うんですけれども、あちらご覧いただいてもお分かりのとおり、現状といたしまして、現在の大衡村役場職員の構成といたしましては、年代ごとに、相当なばらつきがある状況となっております。

10 年先を見据えた場合、今から職員の育成に力を入れていかなければ、組織力の維持が極めて困難な状況に陥るといふふうに認識しているところでございます。組織的な人材育成もちろんなんですけれども、管理職によるきめ細やかな人材育成にも力を入れていくために、今回課を増やすことにいたしました。

今回の機構改革は、来年度のみならず、中長期的に組織の体制の強化、そして人材育成を図るために行う目的もでございます。いろいろ議員の皆様方からご心配いただいているところあるんですけれども、来年の 4 月の段階では、一時的に係長も課長補佐が兼務するところが多くなるとは思いますけれども、現状大衡村の職員、30 代前半、主任クラスの年代が充実しておりまして、数年後にはそのクラスの職員が係長として業務に従事していただくことを想定しているものでございますので、そのようにご理解をいただければと思います。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 10年後、5年後という想定の中でということで理解するわけでありますが、現在職員は決まっている人数の中で仕事をするわけであります。兼務という、補佐が兼務というポジションも係長という兼務、多分その人には今いっぱい不安があるのかなというふうに自分なりに思うわけであります。

課長を補佐するための課長だったり、課長補佐するための補佐というのが基本だと思いますが、逆に、課長が仕事の量を考えながら、課長の不安、負担も何か多くなるような思いがありますが、その辺は業務量調査だったりという調査をしながらということでの機構改革では言っていますが、実際仕事をするのは現場の人たちでありますので、その辺の対象、なおさら課が増えたことによって課の共有、縦割り、横割りを本当に密にしないといけないのかなというちょっと思いがあります。その辺はいかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） この案件と乖離していると、総務課長。

総務課長（後藤広之君） そうですね、課長の負担も増えるんじゃないかというところもあるんですけども、今回ちょっと機構改革の部分とは離れた答弁になるかもしれないんですけども、会計年度任用職員の話もさせていただきまして、業務量調査でノンコアの業務の割合が大きく増えていると。その部分を会計年度さんのほうにお願いをしながら、ノンコア業務の負担を減らして、職員の負担を減らしながら、よりコアの部分に力を入れていきたいというところを考えておりまして、今回人員不足、マンパワー不足の部分は、そういったノンコアの部分のところで一義的には会計年度さんのほうで、業務量の調整といいますか、バランスを取りながら取り組んでいきまして、あとちょっと数年かかるかと思うんですが、そういったバランスを取りながら、また併せてDXの推進も図っていきながら、職員の負担を減らしてコア業務に注力できるような体制を数年をかけて整えていくような形を取りたいというふうに考えております。

課を増やして、職員数のバランスの関係で縦割りというようなご心配もありますけれども、当然小さな組織でありますので、そういった部分に縦割りにならないように、課の横の連携を図りながら、住民のサービスの低下にならないように、当然ですけども、より一層住民サービスの向上を図れるように取り組んでまいりたいと思います。

議長（高橋浩之君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。早坂美華さん。

2 番（早坂美華君） 私は1点だけ聞かせていただきたいと思います。

ただいま様々な質問があった中で、今後検討していくなどのお言葉がありましたが、これから検討していく状況で4月からスムーズな移行ができるか、そこだけが私は心配

なので、そのことをお聞きしたいです。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） 当然その部分、本日この議案お認めいただきましたら、これまでの検討の過程を踏まえまして、詳細の部分のところをしっかりと整理をさせていただきまして、来年4月スタートに向けて、体制を整えてスタートできるように取り組んでいきたいと思っておりますし、整った段階で住民の皆様、議会の皆様、住民の皆様にもお知らせできるようにしていきたいと考えております。

議長（高橋浩之君） 遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） 先ほど村長、持続可能自治体云々ともう再三答弁されておりますけれども、この課再編によってどの程度の効果が出るのか、そしてまたこの村長が持続可能と言いますが、今人口減でいろんな消滅と騒がれている自治体もありますけれども、その辺は県も考慮した中で、再三持続可能自治体云々と答弁されているのか、詳しくもう一度、俺も難聴なものですから、もう少し詳しく指摘していただければと思います。以上です。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 大衡村は、今現在、持続可能自治体として、東北、宮城、東北で唯一の村でございます。

仙台市も何も持続可能な一応町ではないというある指数は出ているところがございます。そこを維持していくためにも、やはりこれからも必要ですし、これから高度化、また複雑化が急速にいろいろとなってきます。また、DXの推進、様々効率化も求められることとなりますので、もっともっと大衡村は可能性、秘めた可能性を持っている自治体として、この機構改革によって、様々住民サービスの向上、そして人々がやはりここで暮らしてよかったと思われるような、そして選ばれるような自治体にするために、これからは職員一同、その旨をきちんと刻んだ上でやってまいりたいと思っております。

とにかく、ほかからいろいろと、何でしょう、様々な自治体もありますけれども、私たちの村は今まで136年ずっと自立してやってまいりましたので、これからは自立してやっていけるような、そんなむらづくり、まちづくりをしてまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。

再開を11時15分といたします。

午前11時05分 休 憩

---

午前11時15分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第3 議案第44号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第3、議案第44号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償  
に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（後藤広之君） 議案書6ページをお願いいたします。

議案第44号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回の改正は、第2条の特別職の報酬に係る別表の改正で、1点目が産業医の報酬額  
を月額4万円から月額6万円に改めるもので、黒川医師会で定める産業医報酬基準額の  
改定に伴うものとなっております。

2点目が、学校運営協議会の報酬及び費用弁償を新たに追加するもので、会長の報酬  
額を月額6,500円、委員の報酬額を月額6,300円、また会長及び委員のそれぞれの費用弁  
償を日当1,500円とするもので、令和8年4月から教育委員会の下部組織である合議制  
の機関として設置することに伴い、追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の特別  
職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、令和7年4月1日

から適用するものでございます。ただし、別表中の学校運営協議会の規定は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。小川克也君。

4番（小川克也君） 学校運営協議会とはどのようなものなのか、設立する理由だったり、協議の内容、あと設立するまでのスケジュール、また、協議会のメンバーというものはどういった構成メンバーになっているものなのか、伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 学校教育課長。

学校教育課長（佐野克彦君） 学校運営協議会でございますけれども、まずもって地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5項に定められておまして、学校運営協議会を置くように努めなければならない、ですから必須義務ではございません。努力義務という形になっておりますけれども、ほぼほぼ宮城県内でも、令和7年度中、令和7年度の11月現在で約半数の公立学校のほうで、この学校運営協議会を設置してございます。近隣であれば、富谷市が学校運営協議会を設立しております。

今般、何ていうんでしょうかね、学校運営協議会とは、内容というものでございますけれども、今現在学校評議委員会というのがございます、今現在あるものは。

それは、年度初めと年度終わりに学校側のほうで評議員さんのほうにこういった年度初めについてはこういった計画をいたしますよと、年度終わりについては、こういったことをやりましたという報告に基づいてやっているような評議評議委員会でございますけれども、それにプラスアルファ、この学校運営協議会につきましては、保護者及び地域住民の学校運営に対しての参画を行うと。あとは学校運営の参画や支援協力を推進するような形になっておまして、地域住民、あとは保護者の方が入っていくような形になっております。

具体的なスケジュールにつきましては、ちょっとお待ちください。11月に常任委員会のほうではご説明申し上げましたが、今般この条例、費用弁償に関する条例の改正を行った上で、学校運営協議会規則というのは制定しなければいけません。この規則を1月末か2月頭までに一応制定をいたしまして、ひな形はできておりますけれども、制定いたしておまして、学校運営協議会委員の人選も行うと。年間活動計画の作成を行って、第1回の運営協議会の委員、運営協議会の開催を連休明け、5月の連休明けに行いたいというふうに思っております。

あとは、具体的な運営協議会の委員でございますけれども、一応規則では15名以内というふうにうたいたいと思っておりますが、今現在では一応14名を予定しております。小中学校のPTA会長、地域住民、学校評議委員、あと地域学校協働推進員、大衡小中学校の校長先生とか担当教諭、学識経験者、あとは大和警察署、あとは地域企業等々を予定しております、今現在14名という形で考えております。

以上で説明とさせていただきます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） そうすると、協議内容を聞いたところですが、学校評議委員会と何か似ているような感じもするんですが、その辺学校評議委員会の今後の在り方はどうなるのか。また、委員会のメンバー、構成、その辺富谷市でも先に行っているということなので、その辺14名で妥当なものなのか。また報酬についても、その辺も近隣自治体と妥当なものなのか、その点について伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 学校教育課長。

学校教育課長（佐野克彦君） 今現在、学校評議委員会でございますね、評議委員会については3月末をもって、当然なくす、廃止をいたします。新たに学校運営協議会を設立するという形になりますので、それがダブるという形はございません。

あとは、人数ですかね、人数の関係、人数について今14名と話ししておりますが、この間色麻町義務教育学校、小中一貫の義務教育学校のほうに違う案件で視察に行ったとき、このコミュニティースクール、学校運営協議会の委員は何名いるんですかと聞いたんですが、10名だという話でございますので、今現在14名でございますけれども、ちょっとこれについては、今回大衡村では小中別々じゃなく、小中1つとして14名というふうに考えておりますけれども、14名がひよっとしたら多いかもしれませんので、これについてちょっと精査させていただきたいというふうに思っております。ちょっとそれが増えることはなくても、減ることはあるのかなと思いますけれども、10名という形もありますので、近隣市町村の関係をちょっと鑑みて、精査したいというふうに考えております。

あと、報酬の関係についてはこれ様々です。県内様々でございます、例えばですけども、一番高いところだと、例えばですが気仙沼市だと7,400円、お隣ではないですけども加美町が6,800円という形になっております。

6,500円と6,300円の根拠というのは、特段はないというわけではないんですけれども、

ほかの委員、大衡村の委員がそういった例えばいじめ問題対策協議会の委員ですとか、会長ですとか、そういった形の委員さんが6,500円と6,300円になっておりますので、それに合わせた形で、報酬を決定したという形になっているところでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） これから新しく設立する協議会でもありますし、学校と地域と連携をして、子供たちを育てていくという最も重要な協議会だと捉えております。その辺やはり報酬、費用弁償もあるものをもっと報酬額を上げて、よりよい協議会を進めていったらいいのかなと個人的には考えますが、その辺、課長、教育長にもお聞きしたいと思えます。

議長（高橋浩之君） 学校教育課長。

学校教育課長（佐野克彦君） これは市町村の報酬額については、市町村の考えによるかと思えます。先ほど申し上げましたとおり、高いところもあるんですが、大衡村より安いところ、5,000円というところもあります。

ですので、これについてはですね、今現在ほかの委員、別の協議会とか報酬額にならったような形で決定させさせていただいておりますけれども、まずもってそこについては、そういった考えでのご理解をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 額の話だったんですけれども、今のですと1回当たりという額になりますけれども、年額で設定しているところもございます。

仙台市ですと年額で6,000円なんです。と申しますと、6回会議を開いたとして1回1,000円という自治体もございます。

ですので、私としては、佐野課長話ししたとおり、このほかの委員と同額というのは妥当なところではないかなあというところでございます。

委員が引き受けてくださる方のお力を拝借しまして、みんなで学校をつくり上げていくということで、私としては学校評議員会ではなく、コミュニティースクールという形になるんですけれども、それを取り入れていきたいと考えております。

また、小中1つにしたのは、小学校と中学校と目指す姿が別では一貫性がないですし、効果的ではないので、小と中と一緒にしまして、それで一本化と、これを小と中と別にしますと、この委員の数も当然減るわけですね。そういうことがあって、2つ一緒にし

たがために15名程度という枠を設けさせていただいたところでございます。

15名というのがどうかという話もあるんですけども、すみません、16人以上という自治体等もあるんですね。それが28.6%ということで、30%ぐらいは16人以上というところもあるということで、15人という枠が多いかという、果たしてそうとも言えないところもございますので、こちらとしては15人以内ということで考えたところでございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 次、佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 産業医の報酬改定について質問します。

金額がちょっと大きいもんですから改定額2万円、これ説明では医師会の改正が関係したという説明ありましたけれども、附則を見ますと、今年の4月に遡っての適用という規定もありますので質問しますけれども、黒川医師会においては、いつから改正されたのか。改定案といいますか、通知あった際に、他地域の医師会の実態やら、もし調べておれば参考にその辺伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） 今回改正されましたのは、令和7年度4月1日から医師会のほう改定ということで、4月1日から改正ということで、こちらでは前年度に通知をいただいていたものでございまして、今般改正をさせていただくものでございます。

今回2万円の金額の増となっておりますが、ちょっと細かく申し上げますと、医師会からの通知の部分で、職員の人数に応じて金額の区分がございまして、50人未満、改正前の金額で言いますと、50人未満ですと3万円、50人から90人ですと4万円、100人から199人ですと5万円というような、あとそれ以上もあるんですけども、の月額報酬だったのに対して、それぞれの区分で1万円ずつの改定増となっております。今回1万円の改定増に加えまして、その人数区分の増と、区分も増えたという関係で2万円の増となっております。

大衡村のほう100人以上の部分の区分になります。今まで100人以下という部分の区分の適用の中で、4万円という改定だったんですが、そちらの区分が上がったことプラス区分ごとにそれぞれ1万円ずつ増額の改定となっておりますので、それを合わせまして、2万円の増となっているものでございます。

他の自治体の部分につきましては、すみません、把握していないところでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 職員数100人以上ということで区分の変更もあったから2万円になったという点は理解しました。

他の医師会の実態は把握していないということですが、やっぱり参考にその辺確認する必要もあるのかなど。言えないことですが、医師会なんていうのは、はっきり言っていいかげんなところも私はあると思っています。

特に、こういう報酬額については、言いなりになることなく、よそとのバランスというか、そういう点も村として確認をするなりして、その額の妥当性を見極めていく必要があると思いますが、最後にその点だけ伺います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） 今回の他の医師会の部分を確認しておらなかったんですが、今回の件にかかわらず、地域性のバランスという部分を確認するという意味では、妥当性を確認する意味ではご指摘のとおりかなとは思いますが、その辺今後参考に、そういった情報収集に努めたいと思います。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第45号 大衡村議会議員及び大衡村長の選挙における選挙運動の交付負担に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第4、議案第45号、大衡村議会議員及び大衡村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（後藤広之君） それでは、議案書8ページをお願いいたします。

議案第45号、大衡村議会議員及び大衡村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、公職選挙選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、選挙運動用のビラ及びポスター作成の公費負担額の限度額を引き上げる改正を行うもので、第8条の選挙運動用のビラの作成の公費の支払いの規定につきましては、ビラの作成単価の限度額を現行の7円73銭から8円38銭に改めるものでございます。

次のページ、9ページをお願いいたします。

第11条、選挙運動用ポスターの作成の公費の支払いの規定につきましては、ポスター作成単価の限度額を現行の541円31銭から586円88銭に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は、以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 説明の頭ちょっと聞き覚えなかったんですけども、この改正は公選法、法の施行規則か何か改正に伴うものか、その辺どうなんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） 公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う改正となります。

議長（高橋浩之君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第46号 大衡村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第5、議案第46号、大衡村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（森田祐美子君） それでは、議案書10ページをご覧ください。

議案第46号、大衡村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、別表一般廃棄物処理手数料について、粗大ごみの処理手数料を見直すものでございます。

現在、粗大ごみの処理手数料は、一律1点につき400円としておりますが、スプリングマットレスにつきましては、環境管理センター粗大ごみ処理施設での処理が困難であるため、専門業者へ委託して処理を行っております。

この委託に係る処理経費は、1点当たり5,500円と現行の処理手数料との間に大きな費用差が生じているため、処理原価に見合った手数料設定を行うことで、受益者負担の公平性を確保するとともに、周辺自治体におけるスプリングマットレスの処理手数料との均衡を図る観点から、黒川3町村が足並みをそろえて統一した処理手数料に改めるものであります。

改正内容は、スプリングマットレスのみを対象に、1点につき4,000円とし、次のページをご覧ください。

スプリングマットレス以外の粗大ごみにつきましては、従来どおり1点400円とするものでございます。

附則といたしまして、施行日は令和8年4月1日でございます。

以上、ご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 環境管理センター現場の苦勞からすると、遅いくらいかなと、この改正は、そういうふうには感じておりました。

そこで伺いたいのは、業者委託が5,500円、それを4,000円に、受益者負担5,500円そのままではよいのではないかなと考えますが、このスプリングマットはそれだけ処理が大変なんですよね。その辺考えると受益者負担は、私は係る経費行政委託料5,500円、その辺何か検討過程において意見出なかったのかという点。

それから、村における年間排出量実態、スプリングマット、ここ二、三年どういう動きなのか、その2点伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（森田祐美子君） まず4,000円とした処理料金の根拠につきましては、黒川地域行政事務組合より示された基準額となっております。

スプリングマットレス解体に係る職員、直営で行っていた際の1人当たりの人件費を基に算出した料金を参考としたものでございます。また、周辺自治体の処理料金も参考にしながら、今回4,000円の処分手数料に決定設定をしたところでございます。

それから、実績につきましては、令和5年度大衡村スプリングマットレス、年間28枚の排出がございました。令和6年度につきましては、年間33枚の排出となっております。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 年間の排出量からすると、2桁、6年度は33枚、それだけの数であれば、やっぱり受益者負担は人件費云々という説明ありましたけれども、業者に支払う委託料は5,500円であれば、そのまま私は受益者負担がなされてもよいのかなと考えますけれども、再度課長その辺、弁明ではないですけれども、妥当なのかどうか。納税者側から言うとなんてという声が出るんでねえかなというふうに質問をしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（森田祐美子君） そちらにつきましては、やはり周辺自治体、こちらの処理手数料をまず参考としているところでございます。

また、こちらの委託につきましては、契約となっておりますので、今後この委託契約の中で、この委託料が減額になるといったことも想定しての4,000円の設定としているところでございます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第47号 大衡村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第6、議案第47号、大衡村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 議案書につきましては、12ページをお願いいたします。

議案第47号、大衡村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本村においては、家庭的保育事業を実施している事業者は現在ございませんが、改正の趣旨につきましては上位法の改正により、虐待等に関する規定と健康診断に関する規定について改正するものでございます。

改正部分につきましては、新旧対照表にてご説明を申し上げます。

第12条虐待等禁止に関する規定につきましては、児童福祉法の一部を改正する内閣府令に伴い、児童福祉法第33条被措置児童等虐待の規定の10、大変失礼いたしました。児童福祉法第33条の10被措置児童等虐待の規定に、第2項と第3項が新設されたことに伴い、村における条例の引用条例の整理としまして、第33条第10項の後に第1項を追加するものでございます。

第17条第2項利用乳幼児及び職員健康診断の規定につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に伴い、保育所等を利用する乳幼児に対して、義務づけされている健康診断について、以前は児童相談所等における健康診断のみとされておりましたが、今回の改正により、自治体で実施される母子保健法に基づく健康診査や乳幼児健診が追加されたことにより、本村の規定においても上位法に準じ、条例の引用条項の改正を行うものでございます。

附則としましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

ご説明を申し上げました。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第48号 大衡村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第7、議案第48号、大衡村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 議案書につきましては14ページをお願いいたします。

議案第48号、大衡村特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本村における特定地域型保育事業を実施している事業所は現在ございません。特定教育保育施設につきましては、おおひら万葉こども園とききょう平保育園の2園で実施しております。

改正の趣旨としましては、先ほどご説明いたしました大衡村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の虐待の規定についてと同様の内容で改正を行うものでございます。

改正部分につきましては、新旧対照表にてご説明をいたします。

第15条特定教育保育の取扱方針の第1項第1号中、上位法が条文の内容の整理を行ったため、本村の条例に関しても文言整理を行ったものでございます。

第25条につきましては、虐待等の禁止に関する規定でございます。

児童福祉法の一部を改正する内閣府令に伴い、児童福祉法第33条の12第2項と第3項が新設されたことにより、村における条例の引用条項の整理としまして、第33条第10項の後に第1項を追加し、また括弧書きとして、幼保連携認定こども園等は、認定こども園法において入園児の虐待の防止に係る規定が創設されたため、児童福祉法の同等の虐待措置が講じられるということで、引用の条例を行ったものでございます。

附則としましては、公布の日から施行するものでございます。

ご説明をいたしました。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第49号 大衡村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第8、議案第49号、大衡村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 議案書につきましては、16ページをお願いいたします。

議案第49号、大衡村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本村においては、放課後児童クラブにおける放課後児童健全育成事業を実施している事業所はございません。

改正の趣旨につきましては、前条と同様、上位法の改正により、虐待に関する規定について改正をするものでございます。

改正部分につきましては、新旧対照表にてご説明申し上げます。

第12条虐待等禁止に関する規定につきましては、児童福祉法の一部を改正する内閣府令に伴い、児童福祉法第33条の12第2項と第3項が新設されたことにより、村における条例の引用条例の整理を行ったもので、第33条第10項の後に、第1項を追加するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

ご説明申し上げます。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第50号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について

議長（高橋浩之君） 日程第9、議案第50号、宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（後藤広之君） それでは、議案書17ページをお願いいたします。

議案第50号、宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、組合役員及び組合議員に対して報酬を支給することに伴い、宮城県市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更することにつきまして、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この宮城県市町村職員退職手当組合の組合議員及び組合長並びに副組合長等につきましては、地方自治法の第203条の2及び第204条の規定に基づき、報酬等を支払うことになっておりますが、当組合につきましては、組合設立時より規約の定めにより、報酬等を支給していなかったものでございますが、昨今、当該組合議員等の業務が増加してきていることなどから、地方自治法の趣旨に鑑みまして、報酬等を支給できるよう規約を改正するものでございます。

組合理約の改正内容につきましては、議案第50号、別紙2の新旧対照表でご説明いたします。

議案書19ページをお願いいたします。

第8条は、組合議員に報酬を支給しない規定を、また、第10条第5項は、組合長及び副組合長の給料を支給しない規定をそれぞれ削除し、地方自治法に基づき報酬及び給与を支払うことができるよう改めるものでございます。

前のページ、18ページに戻っていただきまして、附則といたしましてこの規約は令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。

再開を午後1時といたします。

午前11時58分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第10 議案第51号 令和7年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第10、議案第51号、令和7年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） それでは、議案第51号別紙でご説明いたしますので、別紙の1ページをお開きいただきたいと思います。

令和7年度大衡村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についての規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,487万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億1,219万4,000円とするものです。

第2条は、債務負担行為の補正についてで、5ページ及び6ページの第2表でご説明いたします。

第3条は、地方債の補正についてで、7ページの第3表でご説明いたします。

それでは、まず債務負担行為の補正についてからご説明いたしますので、5ページをお開き願います。

5ページ、第2表債務負担行為の補正は6ページまでの28件で、いずれも追加でございます。

期間は、3件目のデマンド型交通運行委託事業、並びに4件目のデマンド型交通シス

テム利用料について、令和8年度から12年度までの5年間とする以外は、全て令和8年度となっております。

限度額は、それぞれ記載の額であります。11件目の新生児聴覚検査事業から、6ページの1件目、1か月児健康診査事業までと、3件目の予防接種事業、4件目の小児・児童予防接種事業の限度額につきましては、記載のとおり、医師会で定める個別審査単価を乗じた額、また6ページの2行目の産後ケア事業につきましては、医師会、助産師会で定める事業費用のうち、利用者負担額を除いた額を乗じた額、また、6ページの5行目、生活習慣病等予防検診業務から、8行目の結核肺がん（レントゲンCT）検診業務までは、健診団体が定める健診単価のうち利用者負担額を除いた額を乗じた額を限度額とするものでございます。

次に、7ページをお開き願います。

7ページ、第3表地方債の補正についてです。

内容は、変更が1件でございます。

緊急自然災害防止対策事業債につきましては、1億90万円に4,030万円を追加し、限度額を1億4,120万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

次に、補正予算の概要につきまして、事項別明細書でご説明申し上げますので、10ページをお開き願います。

10ページ、まず歳入でございます。

1款1項村民税2項固定資産税、3項軽自動車税は、いずれも現年課税分の収入見込増による増額でございます。

10款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金は、額確定による増でございます。続いて、11ページでございます。

12款1項1目地方交付税の通知による増でございます。

15款1項3目土木使用料は、万葉茶屋の使用料分の増です。

16款2項1目総務費国庫補助金は、説明記載の2件の増で、マイナンバー制度システム関係は、戸籍のふりがなの法改正に係るもの、物価高騰分は定額減税調整給付分でございます。

2目民生費国庫補助金は、後期高齢者医療システム改修分の増で、3目衛生費国庫補助金は、令和7年度妊婦のための支援給付の制度移行による減でございます。

17款1項1目民生費県負担金は、額確定による減でございます。

12ページをお開き願います。

17款1項3目農業費県負担金は、鉱害復旧事業浅所陥没復旧工事増による負担金の増額分でございます。

2項1目から3目までは、起債補助金の額確定による増及び減でございます。

4目農林水産業費県補助金は、説明記載のとおり、今般の熊対策への県補助金450万円の増で、補助率は4分の3、柿の木伐採対策に充当するものでございます。

3項1目総務費県委託金は、経済センサスに係る追加交付分の増です。

次に、20款2項基金繰入金は、1目財政調整基金繰入金の減。

13ページに移りまして、2目減債基金繰入金の減、いずれも財源調整でございます。

8目、赤水処理施設維持管理基金繰入金の増は、指定管理料の増、最低賃金上昇分でございます。

22款5項1目雑入は、説明記載の多面的機能支払交付金返還金分の増で、令和6年度松原地区保全会の返還分でございます。

23款1項村債は、1目土木債は、平場線舗装補修事業完了による減、3目総務債は、塩浪地区のり面対策工事分の増となっております。

歳入につきましては、以上でございます。

引き続き、歳出についてご説明申し上げますので、次ページ、14ページをご覧ください。

1款1項1目議会費は、議会運営費の減で、タブレット更新予定を再リースとしたことによる12節委託料並びに13節使用料及び賃借料の減が主なものでございます。

2款1項1目一般管理費は、説明記載の総務人件費はじめ計5つの経費、費用に係る増額分で、主なものは13節の使用料及び賃借料のテレビ受信料は、過年度分も含め公用車7台分のNHKの受信料となっております。

15ページに移りまして、17節備品購入費は、インターネット用パソコン7台、プリンター3台、機構改革に伴う公印7個分の購入費となっております。

18節負担金補助及び交付金のうち、総務費補助金行政区振興費は、コウトウ地区集会所の浄化槽修繕工事の助成分でございます。

2目文書広報費は、村史編さん委員会追加開催分の謝礼の7節報償費でございます。

3目財政管理費は、ふるさと納税の返礼品をはじめ、事務用のコピー用紙、トナー代、

清掃用品等の消耗品費でございます。

次に、5目の財産管理費については、説明記載の3管理費の増額で、主なものは12節委託料は、役場電話交換機システムの更新業務でございます。

14節工事請負費は、役場庁舎2階のカウンターの切詰め、ローカウンター化するための加工工事分でございます。

16節公有財産購入費は、平上地区座府地内の境界立会いの結果による用地買収費用分でございます。

17節備品購入費は、新規採用職員用等の机、椅子、ロッカー、窓口業務用の電動式契印機購入分の費用でございます。

次に、16ページでございます。

6目企画費は、3事業分で、主なものは10節需用費はデマンド交通の燃料費の増でございます。

18節負担金及び交付金は、三本木線運行補助分の増、また奨学金返還支援事業の事業完了確定による減でございます。

9目無線放送施設費の10節は、戸別受信機の修繕料、12節委託料は、防災行政無線等施設更新に係る基本計画策定業務分となっております。

2項2目賦課徴収費は、説明記載の賦課徴収費の減と、定額減税調整給付金事業の増で、その内訳の主なものは、12節委託料は、固定資産税評価替えに係る3業務の金額確定による減額となっており、17ページに移りまして、18節負担金補助及び交付金は、総務費補助金定額減税調整給付金の増が主なものでございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費については、システム保守業務、ネットワーク機器導入業務等、額確定によるもの、12節の委託料の減額が主なものでございます。

5項2目指定統計調査費につきましては、令和8年度実施予定の経済センサス活動調査に係る準備業務分で、次ページ、18ページにまたがりませんが、委託金及びその内訳の確定に伴って支出内容の精査を行ったものでございます。

6項1目監査委員費は、記載のとおりでございます。

次に、3款1項1目社会福祉総務費については、18節社会福祉協議会への補助金の額の減でございます。

3目老人福祉費については、システム改修に係る介護及び後期会計の繰出金の増でございます。

19ページに移りまして、4目障害者福祉費は、説明3事業分ですが、主なものは10節修繕料は、地域活動支援センター事務室の雨漏り修繕費用、11節から13節までは枯損木の伐採に係る手数料、委託料、機械借上料でございます。

19節扶助費は、自立支援医療費及び障害者医療については心身障害医療費助成の見込みによる増額でございます。

2項1目児童福祉総務費は、財源の入替えでございます。

4目児童館費の12節委託料は、指定管理に係る人件費、最低賃金上昇分の増でございます。

5目児童保育費は、子ども・子育て支援に係るもので、次ページ、20ページにかけまして、1月からのこども家庭センター開設に伴う子育て世代包括支援センター事業からの人件費等の移動分でございます。

4款1項1目保健衛生総務費は、会計年度任用職員パートタイムの保健師の人件費の減でございます。

21ページに移りまして、2目母子保健費につきましては、1月からのこども家庭センター開設に伴う子育て世代包括支援センター事業が廃止となるため、2節給料から4節共済費までの職員及び会計年度任用職員の人件費分及び10節需用費、12節委託料の減で、22ページに移りまして、19節扶助費は、説明記載の4事業の見込みによる増減、トータルで減となっているものでございます。

3目の予防費は、がん検診受診票発送用封筒印刷のための増額でございます。

次に、5款1項農業委員会費は会長交際費の増、2目農業総務費は、熊対応に係る職員の時間外手当の増額分でございます。

3目農業振興費につきましては、こちらも熊対策の柿の木伐採のための12節委託料のほか、23ページのほうに移りまして、18節の負担金補助及び交付金は、こちらも同様に熊対策に係る村農作物有害鳥獣駆除対策協議会への負担金の増のほか、有害鳥獣防止施設購入事業補助金の増額、有害鳥獣対策補助金は柿の木伐採に対する補助金分でございます。また、農業用ビニールパイプハウス設置事業補助金は、申請見込みによる増でございます。

22節償還金利子及び割引料は、令和6年度に係る松原保全会の多面的機能支払交付金の国県への返還金分となっております。

6款商工費の1項3目配水管管理費は人件費、共済費の増分のみでございます。

7款2項1目道路維持費の主なものは、12節委託料は、除雪・融雪に係る委託料で、次ページ、24ページの13節使用料及び賃借料も除雪に係る機械借上料分となっております。

続きまして、2目の道路新設改良費の14節工事請負費は、平場線舗装補修事業の完了による減額、16節の公有財産購入費は、海老沢持足線の改良舗装事業に係る用地買収費、21節補償補填及び賠償金は、尾西2号線改良舗装事業に係る物件補償費の減額でございます。

3目橋梁維持費は、12節委託料の支払完了による減額でございます。

4項2目公園費につきましては、パークゴルフ場看板の修繕料のほか、12節委託料は、最低賃金引上げに係る指定管理料の増額分でございます。

25ページ、5項1目住宅管理費は、退去修繕のほか、不具合箇所への修繕のための修繕料の計上でございます。

次に、9款1項2目事務局費ですが、10節需用費は、小中学校のクロームブックの修繕60万円、並びにスクールバス、黄色バスの修繕200万円の修繕料となっております。

4項1目社会教育総務費は、文化財保護審議会開催のための開催増のための報酬費用弁償、このほか26ページに移りまして、職員の時間外勤務手当の増額が主なものでございます。

2目の公民館費につきましても職員の時間外勤務手当の増でございます。

5目万葉研修センター管理費は、敷地内の積みブロック小口止め設置工事の工事費の再積算による増額分でございます。

6目美術館管理費は、企画展謝礼の7節報償金のほか、11節役務費は、企画展の借用絵画の保険料分、12節委託料は、指定管理料における最低賃金の上昇分の増となっております。

5項2目体育施設管理費は、上下水道料の増額分でございます。

27ページ、3目学校給食センター管理費17節備品購入費は、デジタルばかりの更新のための購入費でございます。

10款1項1目農林施設災害復旧総務費は、浅所陥没復旧工事費の増額分で、2目大衡村排水処理施設維持管理費の12節委託料は、指定管理料、最低賃金改定による増額分でございます。

11款1項1目元金につきましては、財源入替でございます。

28ページでございます。

13款1項1目予備費は、財源調整となっております。

歳入については、以上でございます。

なお、次ページ、29ページから32ページまでは給与費明細書でございますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

以上ご説明を申し上げました。よろしくお願いたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。小川克也君。

4番（小川克也君） 午前中にも課の再編について、たくさんお話がありました。今回の課の再編によって一般備品ですか、購入、全協、常任委員会でも説明ありましたが、その辺もう一度備品に対しての個数だったり、何買うのか、またその内訳等についてもお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） 今回12月補正のほうで、機構改革関連で備品等を計上させていただいておりますのが、議案書の15ページの部分の備品購入費になりますけれども、中身といたしましては、課長印等の作成、制作に係る部分として11万6,000円、あと課が増えることに伴うパソコンですね、パソコンとあとプリンターの増設に伴う、これ3台分、おのおの3台分に係る分ですけれども、こちらの分といたしまして約350万円、この備品購入費のうち、が機構改革に伴う備品購入の分となっております。

全てですね、失礼しました。それと、前のページに戻りまして細かいんですけれども、14ページの消耗品費、10節需用費の消耗品費のうち6万円相当分が機構改革に伴う分、それと、またすみません、ページ行ったり来たりで恐縮なんですけど、15ページの5目の財産管理費の需用費の印刷製本費の6万円、これが庁舎の課の表示盤の修正等に係る印刷製本費で6万円。

それと、11節役務費の手数料4万4,000円、こちらが2階のコピー機の移設に係る分といたしまして4万4,000円で、合わせまして379万円ほど計上させていただいております。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 課の再編についての課名ですね、村民に分かりやすくという議員の中からも多数ご意見があつて、今回ちょっと分かりやすく条例を先ほど制定されましたが、やはり課が3課増えて27係ですか、大分こう増えますし、村民の方も役場に来たとき、

どこに課があるのかと、分からない部分も多数あるのかなと心配されます。

その辺やはり分かりやすく村民にも対して、何ていうか案内図、分かりやすいような、そういうのも作成が必要なのかなと思いますが、そちらのほうもこちらの予算計上しているのか、その辺についてもお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） 庁舎の部分といたしましては、先ほど申しあげました印刷製本費で6万円計上させていただいております、こちらで庁内の部分の課のレイアウト変わった部分の表示を修正をかけて分かるようにしたいと思いますし、あとそのほかにも変わった段階では、別出しでパネルに入れた形で表示をするなど、来庁者の方に目につくような形で、分かりやすく表示するように工夫したいと思います。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） ぜひ村民が分かりやすい案内図を作成していただきたいなと思います。

また、議場を見渡すと3人ですか、課長が増えるということで、2人、2席しか空いておりません。その辺今後どういう考えをお持ちなのか伺いたいと思いますし、やはり課が増えることによって、今こうやって皆さん担当課にいますが、この中の誰かを削るといってちょっとおかしいんですけれども、その辺ないように、私は考えたほうがいいなと思いますが、その辺についても伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） 議場の座席につきましては、今小川議員おっしゃったように、執行部が18座席ありまして、今回の13課1室で14の管理職という形になりまして、13課1室で14人、それに村長、副村長、教育長に代表監査委員で18という形になります。

変更点といたしましては、学校教育課の参事兼指導主事の部分で、令和8年度以降、議会の出席のほうは、そちらのほうは見送る形で対応させていただきたいというふうに考えております。

議長（高橋浩之君） 次、鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） ちょっと村長にお伺いしたいんですけれども、今回の補正予算の目玉は何と考えているのか、まずお伺いをしたいと。

今日、河北新聞のほうに富谷市が物価高対策ということで、5,000円を支給するとか、1人にね、1人5,000円、あとは塩竈市だったかな、も何かするというふうなことで、新聞に載っておりましたけれども、大衡村のほうではその辺は何も出ておりませんけれ

ども、その辺もしかして村長今日言うのかなと思って、ちょっと先を打って、目玉はと聞いたのはそういうことでございます。

もう1点は、指定管理料金、たしかいろんな先ほどの説明の中で児童館もありましたし、上北沢とか何か結構ございまして、債務負担行為、たしか5年、5年間であれば最初の年に5年分の指定管理料とか何かを債務負担取っていると思うんですけども、そのときに普通であれば、若干人件費の変動とか何かこう見て、債務負担はそれよりも多く取っておいて、何かあったときはそういうので調整するというのが一般的な検討の考えはそういうふうになっていると思うんですけども、今回のようにもう10万とか、何かについてもそうやって指定管理料債務負担行為を直さなきゃいけないというのであれば、別に債務負担取らなくて毎年補正で取っていくのと何ら変わらないんじゃないかと思うんですよね。

ですから、今まではそうやってきましたけれども、今後、例えばそういうふうに長期債務負担を取る事業については、ある程度の人件費では何か見込んだり何だりするという方式を取るのが、いいんじゃないかと思えますし、また、それぞれ指定管理料というのは、その年によって全部使いかねることもあったり、多くなったり少なくなったりするということもあると思います。

そういう収支をやって、例えば5年間で精算をするというふうな方式も県のほうでやっておりますので、そういうふうになれば、今回のようにその都度その都度、このように補正予算で組むというふうなことについてはしなくても済むんじゃないかと思えますけれども、その辺いかなものかお伺いします。

議長（高橋浩之君） まずその前に、鈴木議員に、補正予算に関わる質疑でございますので、答弁するほうは債務この補正予算に係らないところに関しての答弁は、ちょっとどうなるか、その辺も含めて答弁で結構だと思います。

まず、村長に物価高、今回の補正予算の目玉についてのお考えをお願いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今回この補正の目玉といいますと、やはり鳥獣対策、熊対策に重点を置いているところでございます。柿の木の伐採、それからわなの購入、様々あと猟友会の方々へのいろいろな支援、支援は入っていないな、まだ入っていないですね、そのような形で、協議会のわなの購入とか、あと電気柵の購入とか、そういう部分で熊対策の部分での目玉だと考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 総務課長、債務負担に関する、企画財政課長か、債務負担に係る答弁願います。

企画財政課長（渡邊 愛君） ご意見いただいたとおりでございますが、もう一度申し上げますと、今回は最低賃金の上昇ということで、973円から1,038円、65円ほど上がったということでございまして、株式会社万葉まちづくりセンターのほうから協議をいただいていたところでございます。

ご指摘の点については、検討の余地があるというふうに今考えたところでございますが、現在の契約の期間が8年度いっぱいまでとなっておりますので、区切りとしては、その先のまた新たな指定管理の部分で、そういったことを十分加味した上で、契約なり協定なりをしたいというふうに考えているところでございます。

ですので、今回につきましては、今年度につきましてはこのとおり補正で計上させていただいた部分でございますし、次年度残る最後の年の5年目の分につきましては、今般債務負担の補正をさせていただいたというところでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 村長の熊というお話でございますが、まさにそのとおりで、熊も大切でございますけれども、物価高については11ページにありますこの594万1,000円というのは、ちょっと私はこの中身がよく分からないんですけれども、これは新聞に載っているようなこととは全然違うものなのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

また、先ほど企画財政課長お話がありましたけれども、私も今回は人件費が非常に上がっているということも想定すれば、それは致し方ないことだと思います。次回以降では検討するというお話ですから、ぜひそのような形をお願いをしたいと思います。お伺いします。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 今のは11ページの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、今回議論されているおこめ券とか、そういったところの新たな景気対策の部分とはまた別途で、以前の、これまでの景気対策の部分でございまして、これまでも既に実施をしておりますが、税務課のほうで担当して実施しております事業でございまして、同様の内容の民間の調整交付金は17ページの徴税費、2項の徴税費の中の先ほど申し上げました定額減税調整給付金事業という事業の中で、増額をさせていただいているものでございまして、今新聞等、また富谷市等で仙台市とか宮城県で出しているも

のとはまた別なものであるというふうにご理解をいただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 今の物価高対策というのについては、直接補正にはありませんけれども、よその町で補正を追加してやっているというふうな、富谷もそうですけれども、そういうふうになっておりますけれども、お答えができるのであれば、村長の考えについてはどのように考えているのか、お伺いをしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 様々な状況のニーズ、やはりおこめ券というのが本村によってニーズに合うかどうかとか、様々な本当に今考えているところでありまして、この議会が終わってすぐにいろいろ課長会議、それぞれのところから、その前にもいろいろお話ししていきまして、何がいいものなのかいろいろ皆さんで出し合っているものをしていこうということで話をしていますので、これが終わり次第、早急にいろいろと決めてまいりたいと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 次に、石川 敏君。

11番（石川 敏君） 今回様々な熊対策の追加補正予算が計上されております。この件について伺います。

まず県の補助金450万ということでありまして、これの具体的充当事業の内容、どういったものか。

それから、有害鳥獣対策で、950万ですね、まとめて載っていますけれども、その中では協議会の負担金、あるいは各種補助金とありますけれども、具体的な内容について伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（三塚利博君） ご質問いただきました熊対策の補正予算関係についてご説明をさせていただきます。

まず、県の補助金に当たります歳出につきましては、有害鳥獣対策事業費のまず業務委託料の柿の木伐採業務の500万円、次の負担金補助になります有害鳥獣対策補助金、こちらは柿の木を既に伐採されている方に対しての補助金100万円、合計600万円で県の補助率4分の3を歳入のほうで見込んでいるものでございます。

同じく負担金補助の中の村の農作物有害鳥獣駆除対策協議会への負担金につきましては、こちらは一般質問のほうでも村長のほうから答弁させていただきましたとおり、熊

の出没によりまして実施隊のほうのわな設置、撤去、解体処理に係る活動費が大分増加しております。また、追加で箱わなのほう2基購入しておりまして、また今後につきましても対策のために、わなのほうの追加購入のほうも検討しているところから、こういった関係の経費、協議会への負担金ということで、300万円を計上しております。

もう一つ、有害鳥獣防止施設購入事業補助金、こちらにつきましては、通常のイノシシ対策等で各個人の方が電気柵を設置するための2分の1補助、こちらが今の予算残に對しましていろいろご相談等いただいている案件を鑑みまして50万円追加で計上させていただいているというような内容でございます。

以上です。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 理解いたしました。

それで、柿の木の伐採の経費ですね、もう既に伐採してしまった部分は補助金で出す、あとこれから伐採する分は業務委託のほうで予算的に分けていますけれども、具体的に今現在で伐採済みのやつというのはどの程度の申込申請があるものか。

それから、これから伐採をお願いしたいと、そういう申込みとかあると思うんですけども、現状としてはどうでしょうか。100万、500万という金額分けていますけれども、見通しとしては。今年度で終わるとも限らないと思いますけれども、今後の見通しとしてはどうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（三塚利博君） 先ほど今回の補正予算で上げさせていただきましたものにつきましては、通常我々のほうで標準的な柿の木ということで、高さが5メートルから6メートル、幹回りが50センチ程度のものということで、業者のほうにそちらの伐採、処分量を1本当たり5万円ということで、補正予算のほう計上させていただいているところであります。

また先週、柿の木の伐採のほうのチラシを配布させていただいておりまして、12月1日、今週月曜日から申請の受付のほうをさせていただいております。

ご質問にあります既に伐採をし終わった方に対する補助金のほうの申請件数が、直近で今現在10件、本数が31本となっております。

続きまして、これから村のほうに伐採をお願いしたいという申請が39件で、108本ほどございます。

今回補正予算計上させていただきました本数より、若干まだ12月26日まで申請受付しておりますので、本数は増えるのかなというふうな見込みでありますので、こちらにつきましてもし不足するようであれば、あとはまた年度内に伐採できる本数というのもある程度ちょっと業者さんのほうでの都合で、限りがあるというふうに思われますので、その辺は今後も受付件数等を見ながら、補正予算等で対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） チラシ、今回配布になって、12月に入ってから受付ということで、既に今お話しのとおり、それなりの件数が申込み、既にあるようでございます。これから受付の期間としては、12月いっぱいまで想定されていますけれども、既にある程度の本数に達してますよね、もう既に。

ですから、今後の見込みを考えれば、不足も出てくるのかなというふうに思われますけれども、そういった場合はさらに追加補正ということも考える必要というふうに理解してよろしいのかどうか。

あと、次年度以降もどのような考え方で進めていくのか、そういった見通しはどうなんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（三塚利博君） 今石川議員おっしゃるとおり、本日、計上させていただいている補正予算、ある程度想定したものを今月いっぱいの申請の受付を考えますと、不足するのかなというふうな見通しでありますので、そちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、補正予算等で対応させていただければと思います。

なお、本定例会のほうで議員皆さんより、緊急熊対策につきましては、緊急で早急な対応が必要だというふうに担当課のほうでも認識いたしましたので、補正予算成立後、まずは優先順位等ございますが、そういったものを高いものから順次伐採のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

なお、今年度申込みが多くて伐採し切れなかった分等につきましては、県の補助事業のほうも8年度も予定しているというふうな説明がありますので、そういったものを活用しながら、8年度につきましても伐採事業のほうを継続したいというふうに考えております。

以上です。

議長（高橋浩之君） 次、佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 6点ほど質問します。

まず歳入1点、11ページ、使用料及び手数料の土木使用料、万葉茶屋の使用料ですが、万葉茶屋、利活用、活用がされているわけですけれども、私も3度ほどお昼時間やらのぞいてみたんですけれども、収支を考える場合に、初年度、冬場これからどれだけの集客があるか分かりませんが、初年度ゆえに相手方を考え、経営を考えた場合ですけれども、初年度減免するようなそういう考え方は出なかったのかという点、1点目です。

それから、次14ページに行きまして、総務管理費の13節使用料及び賃借料、テレビ受信料車両7台分のカーナビ、過年度分も含んでということですが、今さらといいますか、この辺詳細改めて説明いただきたいと。

次に、17ページ、定額減税調整給付金についてですが、総務民生常任委員会の資料、所属委員会が違うものですから、総務民生常任委員会が出された資料を見ますと、対象者は584人、給付者が406人、人数の関係申し上げますけれども、そして今回補正が146人分と、この辺の人数のどういう関係なのか、改めて説明をいただきたいと。

それから、次は24ページに参りまして、道路新設改良費で海老沢持足線の改良舗装事業、用地買収費170万円、これ地権者が何人、そして予定価格の額は別としまして、どういう考え方で170万円が計上されておるか伺いたいと。

最後に、25ページ、次のページです。教育費の教育総務費、260万の修繕料のうち、60万がクロームブック、一般質問もしたところですがけれども、この60万の修繕料で、令和8年度に更新計画されているそこまでのつなぎが60万で可能ゆえに要求していると思うんですが、台数的にどうなのか。その点、6点伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 少々お待ちください。まず万葉茶屋使用料に関しては、都市建設課長、それから一緒に海老沢関係も2つ答弁願います。都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） まず万葉茶屋の使用料の減免の考えはということでしたが、当初ご利用される方からの申請があって決定した際に、課内でも減免してもいいのではないかという話はさせて、議論の中には出たんですが、過去にご利用されている方ですとか、そういった方々との公平性の観点から、同等の考えで使用料のほうは算定をさせていただきます。

また、道路新設改良費の海老沢持足線の用地買収費の考え方なんですが、設計業務等

の額確定に伴いまして、国費が余ったと言ったら語弊があるかもしれないんですが、その分の請負差額分を用地買収費に充てるということですので、今段階で何平米、誰の分の何平米というものまでは確定しているものではございませんので、まずは金額だけであとは用地確定、あとはご協力いただける方との交渉を経てというふうになりますので、ご理解いただければと思います。

議長（高橋浩之君） では、車載テレビに関して、総務課長。

総務課長（後藤広之君） NHKの受信料の関係でございますが、こちらの関係は他県で当初、前年度末ぐらいから、NHK受信料の未払いが他自治体であったということが、新聞報道等、全国的な報道されたのがありまして、そういったことを受けまして村のほうでも調査したところ、そういった事案があるということで、この件につきましては5月の総務民生常任委員会のほうで、途中経過報告的なところをさせていただいておりまして、その後NHKのほうとも協議をさせていただきまして、村の調査した結果をやり取りしながら、今回過年度も含めた受信料の所要額の部分が明らかになりましたので、今回の補正をさせていただくような形となりました。

今回補正する分につきましては、7台分ということで、期間古いものといましては平成20年からの期間になっておりまして、それを過年度に遡って今回支払うということでございます。

なお、次年度以降の部分につきましては、村庁舎と議場舎を除く部分につきましては、受信しない形を取りまして、不要な受信料はかからないような形で対応したいというふうに考えております。

議長（高橋浩之君） 次に定額減税に関して税務課長。

税務課長（早坂紀美江君） お答え申し上げます。

まず定額減税につきましては、2パターンございまして、その1としまして589人の給付総額1,674万円を想定していたものが、令和6年度から始まっております定額減税のほうでの調整給付を受け、さらに不足が生じた方に対する給付分となっております。

今回補正で計上させていただきます146名分につきましては、不足額給付のその2のパターンでございまして、令和6年度の定額減税に該当になっていなかった方で、条件3つほどあるんですが、例えば事業専従者等で支給対象ではなかった方、そういった方の条件を確認できた方で126名、あと20名予備分ということで今般補正のほうを計上させていただきますものでございます。

今回の補正計上に当たりましては、お1人4万円ということでの計算でございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 次にクロームブック修繕関係、学校教育課長。

学校教育課長（佐野克彦君） まずもってこのクロームブックの修繕関係、60万ということで、当初では27万ほど予算を取っております。当初予算で27万ということで、これはもう既に3台分というんでしょうかね、等で、これはもうほぼほぼ使う予定にはしております。

あと、今年度購入の部分、購入の部分については、17台ほど購入してございます。今回60万でおおよそ大体10台ぐらいなのかなというふうに思いますので、27台、それが来年の第2期のG I G Aスクールのいわゆる新しいクロームブックの購入まで間に合うかどうかという形になりますけれども、27台もあれば間に合うんじゃないかというふうに思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 取り落ちないかと思うんですけれども。佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 6件と言いましたけれども、5件でしたね。失礼しました。

万葉茶屋、分かるんですけれども、集客状況を見る場合に、相手方が、いや、辞めしたわというふうにならないようにという気持ちから、初年度あたり3月年度末まで模様を見てはどうかなという思い、個人的な思いもあったもんですから、質問した次第です。

それから、テレビの受信料、そうしますと、これで過年度分といいますか、7台一切、相手方と精査する中での支払い、次年度以降は限られた車両の支払いが予算計上されるという理解でよいのか、改めて確認します。

それから、定額減税の調整給付金、これ最終的には何名になるのか。この12月補正の146人分ですか、これが最終の人数になるのか。その辺改めて確認します。

それから、海老沢持足線の関係は、常任委員会で説明あったと思うんですけれども、予算受け残があったゆえに、あくまでも予算科目上設定をしておいて、これから具体的な面積等は買収に向けて契約が進められると。今回は予算科目上の設定しておくという考え方、常任委員会の説明では令和8年度予定を先行してという記憶があったんですけれども、それでよいのかという点。

それから、タブレットはそうしますと今回も買取りと、10台買取り。8年度、実際入ってくる時期は大分遅れると思うんですけれども、その辺台数的に多くなるのは予備的に考えてもよいことかと思うんですけれども、何か台数的にだぶついてくるような気がするんですが、その辺はどうなのか改めて伺います。

議長（高橋浩之君） それでは、まず都市建設課長、答弁願います。

都市建設課長（浅野宏明君） まず万葉茶屋に関しては、事業者の方とも話をした結果ですの  
でご理解いただければと思います。

海老沢持足線につきましては、11月の常任委員会のときにも補正予算の内訳というか、  
内容について、そのときに令和8年度の前倒しというようなお話もさせていただきました  
が、一部前倒しということで説明したつもりと言ったら申し訳ないんですが、全額、  
用地買収費の全額を前倒しではなくて、補助残分の有効活用する上での前倒しというこ  
とでご理解いただければと思います。

議長（高橋浩之君） 次に、総務課長。

総務課長（後藤広之君） NHKの受信料の関係は、ただいまのご質問いただいたとおりで  
ございまして、過年度分の精算につきましては、今回の補正で全て精算するような形にな  
りまして、次年度以降は当該年度分だけ村長車、議長車分だけお支払いするというこ  
とになるものでございます。

議長（高橋浩之君） 次に、税務課長。

税務課長（早坂紀美江君） 定額減税不足額給付につきましては、その1につきましては589  
名、その2につきましては126名は税務課で抽出可能だった方につきましては、既に勸  
奨を行うこととしております。

ほか20名につきましては、その2は申請による給付対象者も該当になりますので、こ  
ちらにつきましては、20名分プラスをして735名分ということで、多く見積もった人数で  
の結果となります。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 学校教育課長。

学校教育課長（佐野克彦君） 先ほど購入は17台になりますので、17台を最初先行してやっ  
ていくという形になりますので、あとマックス10台ぐらいが修繕が可能、可能なんだろう  
なということで、計27台と申し上げました。

だぶつきがないんだろうかという話ありますけれども、取りあえず17台は、不具合の  
方には、不具合の児童生徒には交換するような形になりますので、この60万円を使い切  
るかどうかはちょっと分かりませんが、27台もあればだぶつきはないというふう  
には考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 1点だけ確認します。

この定額減税調整給付金、あくまでも該当者の申請ということになっておったと思うんですけども、指定申請期限が11月28日で、期限を延長したと認識、承知しているんですけども、これ申請手続取れない人っていますか。そういう人に対する指導は、適切な指導はやられていると思うんですが、その辺だけ最後に確認したいと思います。

議長（高橋浩之君） 税務課長。

税務課長（早坂紀美江君） その1の方につきましては、6年度実施している方で、さらに不足が生じている方でございますので、こちらのほうから確認書という形で通知のほうを差し上げておりまして、郵送でこちらのほうに提出をいただくという形を取ってございます。

その2の方につきましては、原則申請による支給ということになりますので、こちらにつきましては、国のほうから地域の実情に応じてということで、抽出が可能対象であると思われる方を、抽出が可能であればそちらにつきましては自治体の判断で支給することができるというものですので、抽出を行いまして、通知のほうさせていただいてるところでございます。

基本的には、その2の方につきましては、申請主義での給付を受けられるというものになるものでございますので、その1の方でさらに申請ができないという方は、勧奨を再度行って再通知まで行ってございます。

それでも申請できない方というのは、海外に転出されている方ですとか、郵送しても戻ってきてしまうですとか、そういった方になろうかと思っておりますので、改めて申請のできない方に対してのアプローチというのは、まだ当課では考えていない状況でございます。

議長（高橋浩之君） 次に、早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 2点お伺いします。

ページ数16ページの地域おこし協力隊の事業の内訳と、あとページ数25ページのスクールバス修繕費の修繕内容をお伺いします。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 地域おこし協力隊、ご承知のとおり7月から採用させていただきました、ようやくいろいろな活動に乗り出しているところでございます。

現在ダムカレーとか、いろいろなことに、まずはちょっとどこに集中するかというの

がありますけれども、いろいろなことに今取り組んでいるところでありまして、その活動に必要な各種消耗品の購入費用として挙げているもので、内訳としては挙げているものでございます。

議長（高橋浩之君） スクールバスの修繕については、学校教育課長。

学校教育課長（佐野克彦君） スクールバスの修繕につきましては、当初エンジンの部品交換、エンジンが止まって、エンジンの部品交換だけで修理で直るというふうな考えであったんですが、丸々部品交換とか、そういった交換をしても直らない、エンジンがかからないという状況で、結局でございますけれども、エンジン丸々交換、エンジンの丸々交換、中古ですけれども、をするという形がございまして、結果的にこの200万という数字になったということでございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 地域おこし協力隊は、活動の消耗品費ということで、7月に着任されて5か月が経過したと思うんですが、挨拶回りもいろいろ終わって、何かダムカレーなど活動に入ると思うんですが、ほかに何か活動されていることや、地域おこし協力隊の方が何か目指しているものができたのか、分かればお願いします。

あと、バスの修繕費、エンジン全部交換したということですが、こちらはちょっと修繕期間はどれぐらいかかったのか、その間のバスの代替はどうしていたのかお伺いします。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 先ほどもご説明しましたとおり、いろいろなことに今初年度でありまして、まだ1年も経過していないということでありまして、今早坂議員おっしゃられたように、村の中での認知度を高める個人としても、認知度を高める活動をしておりまして、これがいいか、あれがいいかと悩んでいるのが実際かなと思っております。

その中で、村内の飲食店といいますか、ご協力をいただいて今お話しさせていただいたダムカレーの取組に取りかかっているところでございます。

ですので、いろいろな取組、研修等を受けて、県の農山漁村の関係のセミナーなんかも受けて、1回だけじゃなくて8回ぐらいのシリーズで、研究を取りまとめて発表するみたいな機会にも参加をさせていただいておりますし、先日だと村の農業者の方々との交流ということで、認定農業者クラブのほうの研修会にも参加をさせていただいているということで、ダムカレーのほうについては、もともと飲食店のほうで出している牛す

じカレーというのがあるんですけども、それにご飯の部分を生野ダムの型で押し出す。ただ、それに村内産の野菜をトッピングをするというような形で、薄揚げした野菜をトッピングするという形で、認定農業者クラブの方々との交流等も含めて、そういったところで野菜の供給の体制を調整したりというような活動を今しているところでございます。

ですので、いろんな取組の中でまた新たな出会いとか、あとは村のPRというものも1つの役割でございますので、今尚綱学院大学と地域おこし、移住・定住のPR動画の作成、ようやく実際に撮影のスケジュールに入ってまいりましたので、そういったところにも今取り組んでいる、取り組んでいただいているところでございます。

議長（高橋浩之君） 学校教育課長。

学校教育課長（佐野克彦君） まずもってその故障期間というか、につきましては、まずもって9月の末、実際9月の27、中学校の新人大会があった日なんでございますけれども、登校日となっており、運行したんですけども、車庫に戻ってきたときにエンジンが故障して自走が不可能になったと。

10月の頭から代替バスですかね、代替バスによる運行となりまして、主にですけれども、総務課で管理しておりますベージュのバス、今ちょっと小さいバスなんですけれども、そちらのほうを使ってスクールバスとして運用していた。

ただ、総務課でできない、ベージュのバスが利用できない、5回ほどですけれども、いずれも午後の下校便のみなんですけど、5回ほどですが、大和町の観光会社のほうへ、何ていうんでしょうかね、外部業者に運転手つきで車両の運行をお願いしたという経緯がございます。

実際、10月の頭から10月の31日、10月末時点で先ほど言ったとおり、部品の交換だけで直ると思ったんですが、直らなかったということで、中古バス、中古エンジンを探してもらっていて、もうしばらくかかるのかなと思ったんですが、運よく中古のエンジンが見つかって、12月2日から黄バス直って、黄バスは運行しているような状況でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 地域おこし協力隊の方は、すごい様々なところに顔を出して交流しているというイメージは本当にありますので、村のために頑張っていただいているなというのはすごく感じていますので、やりたいことをできるようにサポートしていただきたいの

と、あとやはり近隣の地域おこし協力隊の方と連携とは言わないんですが、情報交換などしていただき、頑張っていたきたいと思いますので、サポートのほうよろしく願います。

バスについては、今回は車庫に戻ってきたときに故障が分かったからよかったです、前はたしか生徒を送っている最中にバスで故障があつて、親からすると、連絡も来ないし、何でバスが遅れているか分からないという状況になったことが過去にありましたので、もちろん故障するのはいつかは分からないんですが、そういう不安などないように、途中でバス止まらないように、点検などもしっかり行っているとは思いますが、なお行っていただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 頑張っていて活動しているというのを見ていただいているということで大変ありがたいと思います。これからも励ましのお言葉をいただければと思います。

近隣の地域おこし協力隊との連携ということで、さっきお話あったとおり、初期に各自治体のほう回らせていただいて、協力隊とのネットワークも構築しておりますので、今もいろいろ頻繁に連絡を取り合ったりしているということはあると思いますので、その辺はサポートをしっかりとしていきながら、あまり気負っている部分もあり過ぎますので、少し肩の力を抜くぐらいのアドバイスをしながら、じっくり最長3年間、あと2年以上ありますので、しっかりとその辺は担当課としても、また各課からも協力いただいて、村全体でサポートしていきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 学校教育課長。

学校教育課長（佐野克彦君） 早坂議員おっしゃったとおり、点検はしているんですけども、なかなかそのときの状況によって違ってくるという話があります。

ご存じのとおり、黄バスというのは、昔万葉バスを使っていて、距離数的にも結構もう50万超えているような距離数走っているんですね。

ただ、故障が多いバスというのは、黄バスじゃなく、逆にクリームバスのほうがちょっと故障が多くて、いわゆる例えばスクールバスの更新についても、クリームバスを最初にちょっと更新したいなと思ったんですが、ちょっと黄バスのほうが最初にちょっと故障になったという形になりましたので、そこら辺については、点検等はやっておりますけれども、十分に走れるような、子供たちに安全・安心で学校のほうに行ってもらえるようなスクールバス運行に努めたいというふうに思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 次に、文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 柿の木の伐採について、ちょっと石川副議長からも質問あったわけなんですけれども、1本当たり5万円ということで500万というか、100本ね。それからあと、伐採済みは100万円ですよと。200万、100万でしょ。100万円でしょ。

これ見ると、もう既にこの予算は超えていますよね、役場で見ている1本当たり5万円の計算でいくとね。もっとあれば補正予算に組んでいくということですから、これは問題ないと思いますけれども、これからまだまだ来ますよね。果たしてそれやっていけるかどうか、その辺ちょっと心配なんですけれども、その辺は大丈夫なのかというのが1つと、それから、伐採は個人では、これからする場所は個人利用できなくて全部業者をお願いするというので、もしその業者が決まっていって発表できるならば、それをお願いしたいということと、それから、このパンフレットを見たときに、申込手続を産業振興課ではしまして、現場の立会いしますよね。そして、伐採日を連絡して、そして伐採して終了というふうに書いてあるんですけれども、この伐採したものについては全部後片づけまで全部するのか。

それから、その1本当たり5万円と一応決めてはいるんです、見てはいるんですけれども、その基準って皆金額が変わってくると思うんですよね。そのときに、その見積り書というのは業者のほうで出してくれるんでしょうかね。その辺をまずお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（三塚利博君） お答えさせていただきます。

まず村のほうで想定した5万円というのは、あくまで積算するための根拠ということでご理解いただければと思います。

あと今後、村のほうで伐採させていただくものにつきましては、業者のほうはまだちょっと契約等しておりませんが、しておりませんので、どこどこという業者名はここでお話しできませんが、村内にあります4業者のほうを予定しているものでございます。

また、村のほうで伐採させていただくものにつきましては、伐採したものを処分、運搬するところまで実施するというような内容のものでございます。

あと、石川副議長への回答と重複いたしますが、今後申込みの受付状況によりましては、補正予算等で対応してまいりたい、または業者、今年度伐採できる本数という限りありますので、そういったものを鑑みて補正のほうで対応させていただきたいと考えて

おります。

以上です。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 今、見積り出すか何か聞いたんだ。業者のほうで出してくれんだか何だか、そういうように指導するんだかどうか、まだ。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（三塚利博君） 今後、伐採したいというものにつきましては、全て村のほうで伐採をさせていただきますので。

なお、既に切ってしまったものについては、現在申込書と一緒に領収書等がある場合は、そういったものを一緒に申請していただいているというような状況になります。

議長（高橋浩之君） 見積りと、よろしいですか。よろしければ、2問目です。今度は2問目で、文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） このパンフレットを見ますと、補助額は10万円を上回らないという、10万以上は駄目ですよというふうになっているんですよね。ですからやっぱり、なぜ今見積りということを出したかという、頼む人は1人で3本も4本もあるかもしれないんですよね。

そうすると、その3本も4本も1回に来て、20万かかった、10万自分で出さなきゃないよというふうに思っているんですよね、今頼む人は。

ですから、8年度もやるならば、2本だけ来てもらって8年度にやろうかなという考えの人も中にはいるんですよ。ですから、私見積りというのを出してくれるんですかと聞いたんですよ。その辺の指導をどのようにするか、まずもってもう1回お聞きしたいのと、今度2問目ですので、もっと前に行くんですけれども、ただの伐採、例えば畑の真ん中に1本ぽーんと立っているならば、何も障害物ないんだからそこでぱたんと倒せば済むんですよね。ところが、何か障害物あるとその木というのは、障害物に行かないように工夫をしないんですよ、切る人は、必ず。

そうすると、まさか熊のように木に登っていくわけにいかないですよ。やはり高所作業車とか、そういう特殊な道具がないとなかなかできないんですよ、そういうところはね。

私が見る限りでは、柿の木の中を電線1本通っているんですよ、電線が。そうすると、そのところは電線通っているところを先に枝下ろしていかなくちゃいけないんです、

全部。そして、倒すというふうなことをしないとできないんですよ。

ですから、この4業者どなたか知りませんが、この4業者の中のそういう高所作業車持っているか、そういうことまで見ていただいたのか、見ていただいているのかと言ったほうがいいですかね。それが本当にあるかどうかというのを見極めているかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（三塚利博君） まずちょっと認識があれでしたら、整理をさせていただきたいんですが、まだこれから切る方につきましては、全て村のほうで、業者のほうにお願いをして切らせていただくというものになります。

既に12月1日前より切った方については、補助金というような形で支出をさせていただくというような形になります。

今回予算計上させていただくのに、先ほど根拠としまして1本当たり平均5万円なのかなというところで、計上させていただいたんですけれども、今現在申込みいただいているところを現場確認等も6割ぐらい終わっておりますが、今文屋議員おっしゃるとおり、いろんな木の大きさもそうですが、場所によっては通常の造園業者が行ってただ切るというのが困難な場合もございますので、中にはそういう高所作業車なりの重機を必要とする現場もありますので、それについてはいろんなケースがありますけれども、全て村のほうで負担をさせていただくというのと、先ほどお話しさせていただいた村内の4業者のほうには、そういった電線であったり、ちょっとただ単に伐採が不可能な場合は高所作業車とか、そういったものを使って処理ができる業者というのを確保しているところがございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 安心しました。

それで、最後になりますけれども、このパンフレット見ますと、令和8年度も継続して行きますと書いてありますよね。先ほど石川副議長のときもそれにお答えをいただきましたけれども。

8年度いつ頃から始めようと思っておりますか、もしこれね、必ず足りなくなる、できませんよ。今もう既に108万来ていますからね。26日まで受け付けしていたら、ちょっと3月いっぱい全部で、4業者と言っていますけれども、この業者の人たちは自分の仕事もあるんですから、その合間に来ているんですから、今から入っていくん

ですから、その隙間にね。

ですから、なかなかこれ全部切るとするのは難しいと思うんですよ。そうすると4月1日からすぐ始まるのか。その辺、時期としてはどのような、どれぐらいを想定しているかちょっとお聞きして、終わりにしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（三塚利博君） こちらは石川議員のほうにお話しさせていただいたとおり、今後の申込数によっては、業者さんの対応できる本数なりするというのは決まっていると思いますので、切り切れなかった部分については8年度のほうでも予算のほうを計上させていただきますので、伐採処理のほう、年度当初からすぐやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（高橋浩之君） 次、赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 21ページ、こども家庭センター事業、92万1,000円の件について質問いたします。

昨日の一般質問で、こども家庭センター、来年1月から、福祉センター内に事務所を置くというふうな回答を得ております。この92万1,000円の金額の積み重ねの詳細をお知らせください。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） こちらの92万1,000円の内訳をご説明いたします。

そちらのほうの予算でございますけれども、会計年度職員分の給料分としまして、73万5,000円。あと会計年度、フルタイムでございますので、フルタイムの職員に対する通勤手当が3万円、それからフルタイムに対する共済組合の掛金が10万6,911円となっております。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 先ほど人件費であるというふうな説明が、財政担当課長からお話がありましたので、その状況なんだなというのは分かりました。

昨日の質問で、職員体制のことについてもちょっと触れましたが、明言は避けられました。専任、兼務合わせて何人というところまではお話しできないものなんでしょうか、まずそれが1つ。

課外にどのような配置として置かれるものなのか、その辺のイメージも含めて、お知

らせ願えたらいいなと思っていましたが、どうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 村長が昨日説明したとおりに、まずセンター長と統括支援員、それから母子保健を対応する保健師、それから児童福祉の要対協を担当する職員が兼務という形での配属という形になるんですが、村長がお話ししたとおりに人事関係のもので、人数までは今の時点ではお答えすることは私のほうからできないということで、ご了承願いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 統括支援員というのは、キーパーソンとして必ず必要な職名として置かれると。あとは会計年度任用職員の力を借りると、保健師は兼務、このあたりでの布陣かなと考えておりますが、課内のどこかスペースでそういう配置を考えているのか、あるいはまた福祉センター内別室でというふうな考え方なのか、その辺についても分かってるのであればお知らせ願いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 大変失礼いたしました。配置のほうでございまして、福祉センターの今の事務室内でこども家庭センターを設けようということで考えておりました。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（高橋浩之君） ここで休憩します。

再開を2時40分といたします。

午後2時26分 休 憩

---

午後2時40分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第11 議案第52号 令和7年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正  
について

議長（高橋浩之君） 日程第11、議案第52号、令和7年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（森田祐美子君） それでは、議案第52号別紙でご説明申し上げますので、1ページをご覧ください。

令和7年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についての規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,605万円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをご覧ください。

歳入でございます。

3款1項1目保険給付費等交付金3万6,000円の減額は、3節社会保障税番号システム整備費等補助金の歳入科目の変更でございまして、県支出金を減額し、8款国庫支出金へ計上するものでございます。

8款1項2目子ども・子育て支援事業費補助金110万円の増額は、子ども・子育て支援金制度導入に伴うシステム改修費に対する補助金でございます。

次のページをご覧ください。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費は、財源の入替えでございます。

2項1目賦課徴収費110万円の増額は、子ども・子育て支援金制度導入に伴うシステム改修費でございます。

2款1項2目一般被保険者療養費60万円の増額は、支出見込みによる増額でございます。

次のページをご覧ください。

8款1項1目予備費60万円の減額は、財源調整でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

り) 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第53号 令和7年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第12、議案第53号、令和7年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） それでは、議案第53号別紙によりご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。議案第53号別紙令和7年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についての規定でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,903万6,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

3款2項6目保険者努力支援交付金は、交付決定に伴う増額でございます。

7目その他補助金交付金の増額は、システム改修費に関わる補助金で、補助率2分の1でございます。

7款1項2目その他一般会計繰入金の増額は、システム改修費に関わる事務費繰入金で、3目地域支援事業費繰入金（介護予防・日常生活総合支援事業）国庫交付金の増額に伴う繰入金の減額でございます。

続きまして、歳出でございます。

7ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目一般管理費の増額は、需用費委託料で、税制改正対応に伴う介護保険システム改修費が主なものでございます。

2 項納入奨励費は、見込みによる増額でございます。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費から、9 ページ、2 款 2 項 4 目特定入所者介護サービス等費は、年度末までの給付費の見込みによる移動で、給付費全体では増減はございません。

3 款 3 項 1 目総合相談事業費は、財源の入替えでございます。

7 款 1 項 1 目予備費は、財源調整でございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。佐々木金彌君。

10 番（佐々木金彌君） 支出面で、居宅介護が3,100万ほど減額になって、その分施設介護に回ったというふうに解釈するわけです。人員の異動みたいなのはどの程度なのか、お知らせいただきます。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 居宅のほうですけれども、当初予算計上時から比べると十数名ほど人数が減をしております。

施設のほうは同じような形で、当初予算から比べますと、13名ほど増えているような状況でございます。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

10 番（佐々木金彌君） これ人数的なものは計画と実質ということなんでしょうけれども、結局体調悪いとか、そういったことで介護が施設使わなきゃ駄目だという人が増えたというような解釈でいいんですか。それとも全体の数が移動したということなんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 体調であるとか、短期的なショートステイは居宅サービスに位置づけられますので、あくまで施設のほうに入所の人数が増えたというふうなことでございます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第54号 令和7年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第13、議案第54号、令和7年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（森田祐美子君） それでは、議案第54号別紙でご説明申し上げますので、1ページをご覧ください。

令和7年度大衡村後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についての規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ482万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,684万円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをご覧ください。

歳入でございます。

1款1項2目普通徴収保険料353万円の増、収入見込みによる増額でございます。

3款1項1目事務費繰入金264万円の増額は、子ども・子育て支援金制度導入に伴うシステム改修経費分でございます。

2目保険基盤安定繰入金134万3,000円の減、保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

次のページをご覧ください。

歳出でございます。

1款2項1目徴収費264万円の増額は、子ども・子育て支援金制度導入に伴うシステム改修費でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金218万8,000円の増、歳入でご説明いたしました保険料の増額及び保険基盤安定負担金の減額によるものでございます。

4款1項1目予備費1,000円の減額は、財源調整でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 6ページ、歳入で普通徴収保険料、補正前が当初額だと思うんですが、1,835万、今回353万の追加、収入見込みということでの説明いただきましたけれども、75歳以上の後期高齢者の保険料普通徴収、例年このような12月補正、このような金額、例年補正あったのかちょっと確認します。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（森田祐美子君） 令和6年度、この時期にあったかということ、その年によって、それぞれ増額補正等あったのかというふうに記憶しているところでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 令和6年度にかかわらず、例年、毎年12月の補正でこれだけ、それから該当何人ですか、仮にこの353万の保険料普通徴収、何かあまりにも追加額が大きいもので、当初額を見ると約2割、20%に近い保険料になっていますよね。

これどういう、収入見込みは分かるんですけれども、この時期にこれだけの普通徴収が追加試算される、その辺いま一度伺います。

議長（高橋浩之君） まず、税務課長。

税務課長（早坂紀美江君） 保険料の賦課になりますので、私のほうから答弁させていただきます。

まず例年この時期に補正を行っていたかどうかというのは、ちょっと手持ち資料でございませんので、申し訳ございません、そちらについてはちょっとお答えしかねます。

今回におきましては、後期高齢者医療の被保険者は、その年その年の年齢到達で被保険者になることは想定はされておりまして、当初で見込んではいらざる予定ではございますが、現在の直近の調定額からしますと、対象被保険者数が191名ということで、調定額を算出しているところでございます。

この時期になりまして3月までの年齢到達で、被保険者になる方等を想定しまして、試算をし、見込み収納率を掛けまして、やはり不足が生じるということで、353万円を今回増額補正ということで計上をさせていただくものでございます。

様々な異動事由がございまして、普通徴収になる方は、特別徴収から普通徴収に切り替わる口座振替を行ったりということで様々な異動事由がございまして、多少動きがあるというところでの当初見込みから、増額あるいは減額ということでの補正額が生じて

しまうということですので、ご理解いただきたいと存じます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 説明、理解しますけれども、今去年の12月の補正見ましたら70万です。対象人数191と言いましたか、当然電算処理の中で見込みは試算されて、予算から見て試算されてくると思うんですけども、7年度の当初、ここで1,835万の計上に当たって何か係数的に誤算といたしますか、そういうことでもあれば理解できるんですけどもね。ちょっとあまりにも大きい金額の追加だなあと思うんで、再度その辺。

議長（高橋浩之君） 税務課長。

税務課長（早坂紀美江君） 被保険者数の増の見込みと、それから新たに被保険者となられた方が高額所得者であったりしますと、保険料が多くなるということもございますので、そのために今般、昨年度よりもかなりの大幅な増額になったというふうに推測されるものでございます。

議長（高橋浩之君） じゃあ特別、佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 数字から見ましてちょっとあまりにも大きい補正だなというふうに思ったゆえに質問した次第であります。

間違いなく、この数字、収入見込みは立つんでしょうけれども、ちょっと疑問は残ります。

以上、答弁は別に要りません。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑がございせんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第55 令和7年度大衡村水道事業会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第14、議案第55号、令和7年度大衡村水道事業会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） それでは、議案第50号別紙でご説明をさせていただきますので1ページをお開きください。

令和7年度大衡村水道事業会計補正予算（第1号）となります。

第1条は、総則で令和7年度大衡村水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額に係る規定で、令和7年度大衡村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

内訳につきましては、予算に関する説明書でご説明いたしますので、3ページをお願いいたします。

まずは、収入からご説明をさせていただきます。

1款1項1目給水収益の1節水道使用料354万2,000円の増につきましては、今年度使用料収入の見込分の増となっております。

続きまして、支出につきまして、1款1項2目配水及び給水費の8節修繕料1,020万の増額につきましては、配水管、給水管等の漏水修繕の修繕料と、現在行っております衛星漏水の調査に基づく音調調査結果の修繕箇所10か所を想定しての補正額となっております。

説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 発議第2 大衡村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

議長（高橋浩之君） 日程第15、発議第2号、大衡村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 提出者から提案理由の説明を求めます。細川運一君。

8 番（細川運一君） 発議第 2 号

大衡村議会議長 高橋博之殿

提出者 大衡村議会議員細川運一、同じく文屋裕男、小川克也

大衡村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

上記の案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出をいたします。

提出の理由といたしましては、村に対して議員が請負をする場合、請負の状況を公表することによって、請負の状況の透明性を確保し、議会運営の公正及び事務執行の適正を図ることを目的として、条例の制定をするものです。

改正案につきましては、発議第 2 号別紙をご覧ください。

施行日は令和 8 年 4 月 1 日です。

以上で説明を終わります。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 16 委員会の閉会中の継続調査の件について

議長（高橋浩之君） 日程第16、委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年第4回大衡村議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 3時00分 散 会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

大衡村議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員